

幼稚園における子育て支援活動 及び預かり保育の事例集



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成21年 3月

ま え が き

現在、多くの幼稚園で、子育て支援活動や預かり保育が様々な形で行われています。この背景には、少子化や都市化によって、同年代や年齢の異なる仲間と遊ぶ場や機会が減少してきたこと、男女共同参画の進展や核家族化によって、保護者が子育てに関して幼稚園に求める事柄が増えてきたことなどがあります。

本事例集は、地域の実情に応じて工夫がなされている事例を取りまとめたものです。本事例集をご活用いただき、各幼稚園において、地域や保護者のニーズに対応し、幼児の健やかな成長を保障する活動として子育て支援活動や預かり保育が実施されることを願っています。

本事例集の作成に当たっては、幼児教育支援方策検討会議の委員及び事例提供者の協力を得ました。ご協力くださった皆様に深く感謝申し上げます。

平成21年3月

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

濱 谷 浩 樹

目 次

I 幼稚園における子育て支援活動

1 幼稚園における子育て支援の基本的な考え方	1
2 幼稚園における子育て支援活動の実施に当たっての留意事項	1
(1) 活動に当たっての留意事項	1
(2) 関係機関との連携	2
(3) 子育て支援活動に携わる教員の資質向上	3

II 預かり保育

1 預かり保育の基本的な考え方	4
2 預かり保育の実施に当たっての留意事項	
(1) 幼児の心身の負担への配慮	4
(2) 日々の活動の視点からの活動への配慮 (教育課程に基づく活動との関連に考慮)	5
(3) 長期的な視点からの活動への配慮 (預かり保育の計画)	5
(4) 家庭との連携	6
(5) 弾力的な運用(実施日数や時間等)	6
(6) 指導体制の整備への配慮	6
(7) その他の配慮事項	7

III 事例

1 幼稚園における子育て支援活動の例	
栃木県宇都宮市 私立	8
東京都江戸川区 公立	13
神奈川県横浜市 私立	16
大阪府豊中市 私立	20
2 預かり保育の例	
群馬県高崎市 私立	24
千葉県浦安市 公立	27
東京都品川区 私立	31
和歌山県橋本市 公立	36
山口県山口市 私立	40
別添1 幼稚園における子育て支援活動について	42
預かり保育について	43

《参考資料 1》 幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育に関する答申における記述	…………… 4 4
《参考資料 2》 幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育に関する学校教育法及び幼稚園教育要領における記述	…………… 4 7
《参考資料 3》 幼稚園における子育て支援活動の成果と課題等	…………… 4 9
《参考資料 4》 預かり保育の成果と課題等	…………… 5 7
《付属資料》	
「平成 2 0 年度幼児教育支援方策検討会議」委員名簿	…………… 6 2

I 幼稚園における子育て支援活動

1 幼稚園における子育て支援の基本的な考え方

- 子どもは信頼する大人の影響を受ける存在であり、幼児期には、信頼する大人、特に保護者の影響を強く受ける。そのため、保護者が安定した気持ちで幼児を育てていくことは、幼児の健やかな成長にとって大切なことである。
- また、幼児が主体的に活動を展開することが幼児期の教育においては重要であるが、そのためには、保護者との温かなつながりに支えられて幼児の心が安定していなければならない。
- しかし近年、都市化、核家族化、少子化、情報化等の社会状況が変化する中で、子どもにどのようにかかわっていけばよいのか悩んだり、孤立感を募らせる保護者の増加等といった様々な状況が指摘されている。
- 保護者は子育ての喜びや生きがいを感じている一方、子育てに対する不安やストレスも感じている。幼稚園は保護者の子育てに対する意欲を引き出し、その教育力が向上^{*1} するよう、「親と子が共に育つ」という観点から子育て支援を実施し、子どもものよりよい育ちが実現するようにすることが大切である。
- 幼稚園は、幼児の家庭や地域での生活を含めた生活全体を豊かにし、健やかな成長を確保していくため、地域の実態や保護者及び地域の人々の要請等を踏まえ、地域における幼児期の教育のセンターとしてその施設や機能を開放し、子育て支援に努めていく必要がある。

2 幼稚園における子育て支援活動の実施に当たっての留意事項

(1)活動に当たっての留意事項

- 幼稚園における子育て支援は、一方向的に支援を与えるものではなく、共に創り出していくという双方向的なものである。支援を受ける者の現状を理解すること、支援を受ける者が積極的に活動に参加することで、自らの自尊心を確認あるいは回復して成長していくということを理解する必要がある。
- 子育て支援活動は地域の実態や保護者及び地域の人々の要請等を踏まえ、各幼稚園において以下のような取組がなされている。

*1 家庭教育については、教育基本法第10条に「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されている。このことを踏まえ、幼稚園では家庭及び地域の教育力が向上するよう幼児期の教育の支援に努める必要がある。

- ・幼児期の教育の相談
 - ・未就園児の親子登園
 - ・園庭、園舎の開放
 - ・高齢者、ボランティア団体、子育てサークルなどとの交流
 - ・父親を対象とした活動
 - ・情報提供
 - ・保護者同士の交流の機会
 - ・子育て公開講座の開催
- 等

- このような子育て支援活動を行う際には、安全に配慮しつつ地域の様々な人々が気軽に利用できる雰囲気をつくり、自然に足が向くような憩いの場を提供するよう配慮することが大切である。
- 子どもへのかかわり方や自分の子育てについて悩みや不安を感じている保護者に対しては、その思いを十分に受け止めながら、保護者自身が自分の子育てを振り返るきっかけをつくったり、子育てについて学ぶ場面をつくったりするなどして、家庭の教育力の向上につなげていくことが大切である。
- このような子育て支援活動は、幼稚園の園児の関係者に限らず、未就園児の保護者を含む地域の人々を対象として広く行うことが大切である。
- 各幼稚園では、活動の目的や内容について教職員間の共通理解を図り、教職員間の協力体制を整備することが大切である。
- 各幼稚園では地域の実態や保護者の要請に応じて創意工夫し、できることから着実に進めることが求められる。

(2)関係機関との連携

- 子育て支援活動の実施に当たっては、地域全体で活動内容や子育て資源、課題等を共有することが重要である。そのため、他の幼稚園・小学校や保育所・児童相談所等の教育・児童福祉機関、子育て支援活動に取り組んでいるNPO法人、地域のボランティア団体等の関係機関との連携及び協力が大切である。
- 保護者の養育が不適切である場合や家庭での育ちの状況が気になる子どもがいた場合の保護者支援については、子どもの最善の利益を重視しつつ、幼稚園のみで抱え込むことなく、市町村等の関係機関と連携して、適切な支援を行っていくことが必要である。
- 特に、幼児が保護者から児童虐待を受けたと思われる場合には、法律の規定により、その事案について、市町村又は児童相談所等へ通告しなければならないこととされており、市町村においては、児童虐待の防止等のための関係機関の連携の仕組みとして、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の整備も進んでいる。

- 児童虐待のケースに際しては、幼稚園においても、これらの体制の下、関係機関との連携により適切に対応していくことが重要である。

(3)子育て支援活動に携わる教員の資質向上

- 子育て支援活動を行うに当たっては、保護者への支援や乳幼児期からの発達の支援等、教育課程に基づく活動とは対象者や実施内容が異なることなどから、教育課程の実施とは異なる配慮等が必要となる。
- そのため、地方公共団体等においては、子育て支援活動の意義や内容、方法、行政的な基盤、子育て支援活動の現状と課題、発達支援等、研修内容や研修方法等について創意工夫を生かし、地域の実情に応じた子育て支援活動の研修^{*1}を行い、教員の資質向上を図ることが期待される。
- また、幼稚園の教員は子どもの発達について乳幼児期から理解することも必要となるため、子育て全般について多様で広い視野をもつようにすることが大切である。

*1 地方公共団体においては、平成20年3月に子育て支援に関する研修プログラム作成協力者会議において作成した「幼稚園における子育て支援に関する研修について ―研修プログラム作成のために―」等を参考として、研修プログラムを作成することが望まれる。

II 預かり保育

1 預かり保育の基本的な考え方

- 預かり保育^{*1}は、職業等に就いている保護者等が子どもを幼稚園に通わせたい場合や通える範囲に幼稚園しかないような地域においては欠かせないものとなっている。
- 現在では、少子化や核家族化に伴う同年代や異年齢の仲間と遊ぶ場や機会の減少、地域の人々との交流の機会の減少等により、預かり保育へのニーズが高まり、実施する幼稚園が増えてきている。
- 地域の実情や保護者のニーズ、社会の変化等により幼稚園における実施日数や実施時間は多様であり、幼児の利用実態も多様である。
- 預かり保育は以下のことを踏まえた実施が求められる。
 - ・ 預かり保育は教育活動^{*2}であること
 - ・ 幼児の心身の発達に必要な体験は、幼稚園での体験だけではなく家庭や地域における体験も必要であること
 - ・ 幼児の1日の生活の連続性に配慮すること

2 預かり保育の実施に当たっての留意事項

(1) 幼児の心身の負担への配慮

- 長時間同じ園で過ごすため、幼児の情緒の安定を図るとともに、一人一人の健康と安全に配慮することが第一である。そのため、家庭での過ごし方等により幼児一人一人の生活のリズムや生活の仕方が異なることに十分配慮して、心身の負担が少なく、無理なく過ごせるように、1日の流れや環境を工夫することが大切である。
- 特に、入園当初や進級当初においては、幼稚園生活に対して不安感や緊張感が大きい幼児もいるので、家庭生活との連続性を図りながら幼児一人一人の実情に合った居場所づくりが重要である。
- 幼児の心や体の健康状態、季節等に配慮して、必要に応じて午睡の時間を設け

*1 本事例集では、地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について「預かり保育」と記す。

*2 預かり保育は、幼稚園教育要領に示す「第2章 ねらい及び内容」に基づく活動ではなく、教育課程外の活動ではあるが、学校教育法第22条、第23条の幼稚園教育の目的・目標及び幼稚園教育要領に示す幼稚園教育の基本を踏まえて実施する教育活動である。

たり、いつでも幼児が休めるようにくつろげる場を設けたりすることも大切である。

(2)日々の活動の視点からの活動への配慮(教育課程に基づく活動との関連に考慮)

- 教育課程に基づく活動における幼児の生活や遊びなど幼児の一日の過ごし方に配慮しつつ、幼児の心に寄り添いながら預かり保育の活動を考えることが大切である。

(3)長期的な視点からの活動への配慮(預かり保育の計画)

- 預かり保育の計画は、教育課程や指導計画と同等の計画等の作成まで求めるものではないが、幼稚園や幼児の実態に対応しつつ、教育活動として適切な活動となるよう一定のねらいをもち作成することが大切である。
- 習い事のような特定の技術の習得を目的とした活動を一斉に行わせたりするなど幼稚園教育要領から逸脱するような活動は望ましくなく、次の点等を考慮しつつ預かり保育の計画を作成することが大切である。

ア. 教育活動としてのねらい

- ・ 預かり保育については、教育課程に基づく活動とは異なる活動であるという特性を踏まえた上で、各幼稚園における教育目標が達成されるよう個々の幼児の健やかな成長を支えるような活動の計画を作成することが大切である。
- ・ その際、幼児期の発達の特長や異年齢児とのかかわり方、1年間の幼稚園での生活の見通しなどを踏まえて作成し、預かり保育のねらいや配慮事項等について幼稚園の教職員全員が共通理解を図ることが必要である。

イ. 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、多様な体験ができるようにすること

- ・ 他の幼児は預かり保育の時間を家庭や地域で過ごし、幼稚園での体験とは異なる体験をしている。家庭や地域で体験することも、幼児の健やかな成長にとっては大切なことである。
- ・ 家庭や地域における幼児の生活を考慮して預かり保育を行うためには、地域の育児経験者の協力を得たり、公園や図書館等の施設を活用するなど、地域の様々な資源を活用することも考えられる。

ウ. 実態に応じた計画の作成

- ・ 幼稚園における預かり保育の実施日数や実施時間は多様である。また、幼児の利用実態も多様であり、幼児は幼稚園が実施する預かり保育すべてに参加するわけではない。
- ・ このように預かり保育の実態が多様であることを踏まえ、実態に応じた預かり保育の計画を作成する必要がある。例えば、ほぼ毎日預かり保育を利用する幼児がいる場合には、家庭や地域での幼児の生活を十分に考慮した計画を作成することが求められる。一方、ほぼ毎日利用する幼児と不定期に利用

する幼児が混在している場合には、以前の活動の体験がなくとも幼児が楽しめるような配慮が求められる。

(4)家庭との連携

- 長時間預けることで、保護者が幼児の成長や変容をとらえにくいこともある。そのため、幼児の家庭での過ごし方や幼稚園での幼児の状態等について、保護者と情報交換するなど家庭と緊密な連携を図ることが必要である。
- 保護者との情報交換や保護者の預かり保育への参加等を通じて、預かり保育の趣旨や家庭における教育の重要性を保護者に十分に理解してもらい、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすることが求められる。
- さらに、預かり保育の対象となる幼児については、幼稚園で過ごす時間が比較的長時間となるので、家庭における教育が充実するよう家庭への働き掛けを十分に行うことも大切である。

(5)弾力的な運用(実施日数や時間等)

- 預かり保育については、地域の実態や保護者の事情を考慮して日数や時間等を設定することが大切である。
- 弾力的な運用に当たっては、地域の実態や保護者の事情とともに、幼児の健康な心と体を育てる観点から、例えば夕食や就寝時間が遅くなったりすることのないよう幼児の生活のリズムに配慮することが大切である。

(6)指導体制の整備への配慮

①保育担当者等の体制整備

- 教育活動として適切な活動となるよう体制整備をする必要がある。
- 預かり保育は幼稚園教諭免許を有する者の責任と指導の下に行い、幼稚園の管理責任が及ぶ範囲内において実施されることが必要である。その際、幼稚園の実態に応じ、保育士資格を有する者が担当することや地域の育児経験者を補助者とすることなども考えられるが、いずれにしても教育活動として適切な活動となるようにすることが大切である。
- その場合にもおいても、幼稚園が管理責任体制を整備し、当該幼稚園の教師が預かり保育にかかわる者を指導するなど、教育活動として適切な活動となるようにすることが大切である。

②園内の連携体制

- 教育課程に基づく活動と預かり保育の担当者がそれぞれの教育活動を等し

く担っているという共通理解をもち、幼稚園全体の教職員間の協力体制を整備し、引き継ぎや合同研修など日ごろから緊密な連携を図ることが求められる。

(7)その他の配慮事項

①施設等の整備

- 預かり保育の特性を踏まえ、安全、清潔で、家庭的な雰囲気となるよう施設・設備を備えることが大切である。その際、預かり保育のための専用の部屋を設けたり、保育室と共有する場合には教育課程に基づく活動と預かり保育における活動の両方に適切に対応できるよう環境を工夫したりするなど、各幼稚園の実態に応じた工夫が求められる。

②安全上の配慮

- 預かり保育を実施する際に、安全上、特に留意する必要があることとして次のようなことが考えられる。なお、各幼稚園の状況によっては、その他必要な配慮をすることが大切である。
 - ・ 緊急時の幼児の安全確保や職員同士の連携・連絡体制、医療機関等との連絡体制、保護者への連絡体制の整備。
 - ・ 災害や事故の際の対応マニュアルや避難訓練等の実施。
 - ・ 設備や園具・遊具等の安全点検の実施。
 - ・ 幼児の降園の際、特別な事情により保護者の代理による迎えとなる場合には、十分確認すること。
 - ・ 預かり保育の実施に当たっては保険に加入すること。

Ⅲ 事例

1 幼稚園における子育て支援活動の例

【栃木県宇都宮市 私立】

1. 子育て支援に対する園の考え方

- 「限られた命をいかに生きるか」いわゆる生涯教育を目指す幼稚園の建学の精神に基づき、幼児教育と同様に保護者に対する支援についても大切であると考えている。
- 人に対する信頼感を育て、自分もまわりの人々も大切にしようとする心を育てるためには、幼児が「安心できる家庭環境、特に幼児自身が親の愛情に包まれている実感をもって育つ」ことが大切である。このため、保護者が我が子を理解し、子どもと共にいることの幸せを感じながら、保護者自身も輝けるような支援を幼稚園が行う必要がある。
- したがって、幼稚園では「幼児にとって何が大切か。将来の親子の幸せを考えた支援とは何か。」ということを中心に活動を行っている。
- さらに在園児のみならず地域社会全般に開放し、未就園児の家庭の他、例えばボーイスカウト、ガールスカウトなどの活動を通して地域の子育て力の向上に努めている。

2. 幼稚園における子育て支援活動の概要

(1) 子育て支援活動全体

【概要】

- 特別に子育て支援活動の日を設けるのではなく日頃から地域に幼稚園を開き、地域に密着した子育て支援活動を行っている。
- 活動内容も行事的な内容ではなく、日々の生活の中で保護者の気持ちが前向きになるよう、保護者との日々のかかわりを重視している。

【配慮事項】

- 保護者が幼稚園を身近に感じ、活動に参加しやすい雰囲気づくりに配慮している。
- 幼児一人一人に対して家庭の状況や生育環境も含めてしっかりと理解し、いつでも誰にでも気軽に応じられるようにするなど、信頼関係を築くことが最も大切である。

(2) 子育て相談

【概要】

- 実施日：実施日は特に決めず、休日以外はいつでも対応。
- 対象者：主として在園児及び未就園児の保護者。相談者の多くは幼児をもつ保護者であるが、時には思春期の子どもについての相談や家族や身近な友人についての相談などもある。
- 担当者：保育歴が長く、カウンセラー資格をもつ副園長

【配慮事項】

- スクールバスを使わず保護者が幼稚園まで送迎することで教師と保護者が日常的にかかわり、相談しやすい雰囲気をつくっている。
- 対象児を同伴しない場合や相談内容によっては、静かな環境で落ち着いた雰囲気を確保するため個室で聞くようにしている。
- 幼児の発達の状況や幼児に障害があるのではないかと心配する保護者の相談に当たっては、対象児を自由に遊ばせ、周囲の環境へのかかわり方を相談者と一緒に見ながら、ゆっくり話を聞くようにしている。
- 近年、地域での親子教室や相談機関等で「友だちの輪に入れない」とか「多動で落ち着きがない」など悩みを感じたり、指摘されたりして相談に来る親が多くな

ってきた。興味のままに動くのが幼児であり、「この子らしさ」を一緒にみていく所からはじめ、週に2度～3度と継続的に接していくようにしている。（このような中で対象児も環境に慣れ遊び方が変わり、保護者の気持ちや接し方にもゆとりが出てくるケースが多い。）

- 小児科医・発達障害者支援センター等それぞれの専門機関とも連携をとっている。また、状況に応じ、親子に同行し「その子にとって最も良い環境」について共に考えている。

(3) 子育ての情報提供

【概要】

- 毎年8月と3月を除き年10回保護者会を行い、「この時期の発達の特徴」「園生活の様子」等を、講話やビデオを通してわかりやすい形で伝えている。（テーマにより地域に公開）
- 少子化でますます近視眼的な見方になりがちなため「子育て環境の変化と育ちの変化」を調査した資料を使ったり、幼稚園教育要領の改訂で特に重視されている点を、園として保護者としてどう生活の中に生かしていくか、具体例を通じて幼稚園と保護者が話し合っている。
- 地域の方々にも呼びかけて年に1～2回、専門の講師を招いて「食育」や「子どもの病気やけが」などに関する講演会を開講している。
- 保護者を対象として県や市が開催する研修会に参加した保護者が、本研修における「講演」や「話し合い」の中で特に勉強になったと思うことを中心に発表する機会を設けている。
- 必要に応じてインターネットに掲載されている情報を提供したりする。
- 園長と副園長のリーダーシップのもと行っているが、個々の教師もクラス便り等を通して情報提供をしている。
- 未就園児や地域の人々の要望にも応じられるよう、必要に応じて、就園前の子どもをもつ保護者に対しての育児情報誌の提供や本の貸し出しなどを行っている。

【配慮事項】

- 個人情報取り扱いに注意している。
- 子育てに関する情報提供についての多様な要望に対応するため、幅広い内容を提供するようにしている。
- 多くの方に情報提供するためインターネット等を活用している。

(4) 未就園児の親子登園

【概要】

- 1学期（6月～夏休みまで）
 実施体制：3歳児が降園する13時から4・5歳児が降園する14時まで。毎週月曜日と木曜日の2回。主に副園長、その他子育て経験のある教師が担当。
 施設設備：幼稚園と道路をはさんで建てた育児支援施設（オアシス）でゆっくり母子と一緒に遊ぶ。庭に面した家庭的な環境で、家と園の中間的な役割をしている。
 ※4月～6月は新入園児と進級したばかりの幼児に対して教職員が一丸となってきめ細やかにかかわっていくため、未就園児の親子登園は行っていない。
- 2学期（9月～12月 冬休みまで）
 実施体制：毎週月・水・金曜日の3回。9時～11時30分。希望者が自由に遊びに来られるようにしている。主に副園長、その他子育て経験のある教師など全ての教職員がそれぞれに自然な形でかかわっている。

施設設備：徐々に園庭や園舎（未就園児用の部屋）に移り、異年齢児との交流も始まる。

○3学期（1月～3月中旬まで）

実施体制：園児と同様、月～金曜日の午前中。主に副園長、その他子育て経験のある教師など全ての教職員がそれぞれに自然な形でかかわっている。

施設設備：未就園児の部屋で専用の遊具で遊ぶ。また、保護者と一緒に園庭やホール2階の遊び場などを自由に活用し、保護者と幼児が共に幼稚園生活に親しむことができるようにしている。

【配慮事項】

- 「公園デビュー」ということばが出始めた頃から必要性を感じ行なってきた。
- 保護者同士の視線を気にせず、安全な環境で子どもを遊ばせることでそれぞれが安定する。
- 近くに教師がいることで保護者が安心したり、教師のちょっとした援助で子ども同士のいざこざが解決するなど、保護者が子どもの姿を見てかかわり方を学べるようにしたりしている。
- 異年齢の子どもをみることで、子どもの見方が広がったり、成長の見通しがたってくることから、保護者が異年齢の子どもの様子を間近で見られるようにしている。
- 子どもが気に入った環境の中で十分体を動かし、満足感を得られるようにしている。
- 参加者が安定しゆとりがもて、また幼児が自由に遊ぶことができるよう活動を強制しないようにしている。
- 危険なことについては、教師が禁止事項として教えるだけでなく、年長児が年少児にわかるように教えるなど、子ども同士の育ち合いにつながるよう配慮している。
- 未就園児は、在園児からいろいろな刺激を受け、在園児は小さい子どもに対する接し方を学んでいくことができるよう、在園児と未就園児が交流の場を大切にしている。

(5) 保護者同士の交流

【概要】

①日常的な取組

<保護者の送迎を活用した交流の機会の提供>

- 保護者同士も自分と同じ悩みをもつ仲間を感じ、おしゃべりの中から子育てのヒント等が得られることを実感していることから、保護者が園まで送迎して保護者同士が触れ合える機会をいろいろな形で提供している。
- 14時の降園時刻に保護者同士がおしゃべりを楽しめるよう、園庭の一角に「あづまや」として開放的なログハウスを造ったり、ベンチを置いたりしている。
- 保護者が病気等で送迎ができない場合、方向が同じ保護者が送迎を申し出たり、交代でお弁当を作るなど、保護者同士の連帯意識が芽生えている。
- 保護者は自分の子ども以外の子どもともかかわるなどコミュニティの場となっている。
- 父親もわずかな空き時間を利用して送迎をしている中で子どもと一緒に遊ぶことが楽しくなり、積極的に育児に参加する人が増えてきている。

<保護者交流の場所の提供>

- 園舎に隣接した建物を保護者や地域の人に開放し、教師や保護者同士で相談しながら「親睦会」や、保護者や祖父母が指導者となって開催する「手芸教室」「リフレッシュ体操」等に使用できるようにしている。
- このような中で、連れてきた赤ちゃんを、みんなで関心をもって見守る環境が

生まれている。また、自然な形でそれぞれの感じ方や考え方の違いに気付き、自分自身をみつめるようになっていく。

②おやじの会

- 母親とは違う子どもとのつきあい方を目指している。
- 飲み会で親睦をはかりながら遊びの計画を相談し、実行していく。
- 会のメンバーが男性であることを考慮し、ボーイスカウトのリーダーをしている男性教師と、若手の男性教師が担当している。
- 野外活動を中心に、毎年2～3回活動を企画している。
- 父の日・運動会・お餅つきの行事は、会のメンバーが積極的に活躍する。

③お月見会

- 「電気をつけた夜の幼稚園も・・・」ということで、創立当初からお月見会を秋の行事としてとり入れている。午前中保育にし、夜6時～7時30分。家族で集まってくる。
- 教師はこの日のために毎年影絵を製作し、保護者はクラス毎にダンスや劇などを披露する。
- それぞれに技や力を出し合い、仲間と共に作り上げる喜びは、普段の生活では味わえないので、「やった!」「できた!」との充実感はとても大きく、また協力して何かをつくりあげた達成感をともに味わうことで保護者同士の絆が深まっているようである。

【配慮事項】

- 保護者は一人一人性格や生活環境、家族の状態等が異なっており、常に把握してそれぞれに対し適切な援助をする必要がある。

(6) その他

- 父母の会主催のお祭りなど、主体的にイベントを企画し、役割分担や内容を検討し合う。教師は相談にのったり、親子が一緒に楽しめるような援助に努める。
- おやじの会で行う野外活動では、ボーイスカウトの協力や、毎年暮に行う餅つきでの祖父母の協力等、地域の様々な方の支援のもと活動を実施している。

3. 成果

【子ども】

- 未就園児の親子登園を経験してきた子どもは、親子関係も安定し、スムーズに園生活をスタートさせることができる。
- 勤務の都合等で父親とのかかわりが少ない子どもも、園に来る父親や教師とのスキンシップ中心の遊びの中でたくましくなっていくなど、育ちの成果は様々な面にみられる。
- 未就園児の親子登園の中で十分に体を動かしたりすることで、快い刺激と運動で食欲がでたり、自然に排泄の習慣が身に付いたり、早寝早起きや食事等の生活リズムが身に付いていく。

【保護者】

- 様々な情報に囲まれ「育て方や育ち方が他の人と同じでないと不安」な人が増えているが、確実に自信をつけ、余裕をもって子育てをする人が増え、就学後も周りの人たちから頼られる存在になっている。
- 悩んでいる人をみると話を聞いて園に連れて来るなど、園を中心にみんなで子育てをしているという感覚が地域に広がってきている。
- 「上の子の時はみんなに助けられたから、こんどは私がお世話する番」という意識が自然に芽生えていく。
- 子どもの失敗やトラブルも、成長に必要な体験ととらえるようになり、少し離れてみるようになる。

- 転勤族が多いが、遠く離れても家族ぐるみで集まり、情報交換し合っている。
- 保護者会や様々な行事にも積極的に参加し、幼稚園との協力関係が築かれる。

【教師】

- 教師は未就園児の親子登園を通じて入園初期の幼児理解が深まっている。

4. 課題

- 平成20年度から、保護者が突然事故や病気で入院したとき等に、安心して子どもをたくせるための施設と担当者を確保できたが、維持費など運営面での課題が多い。
- 幼稚園教諭の教員養成課程を置く大学等と更に連携を深め、ボランティアとして活動に参加しながら幼児教育の勉強ができるような、登録制のシステムをつくっていきたいと考えている。

【東京都江戸川区 公立】

1. 子育て支援に対する園の考え方

- 区立幼稚園を地域のコミュニティの場として開放し、幼稚園が中心になって地域とともにやっていく。
- 保護者の子育ての不安やストレスを解消し、子育ての楽しさを感じ、子どもの健全な育ちを促す場となり、地域の子育て環境づくりに資する。
- 子育てに楽しさやゆとりを感じる中で、我が子への愛情を深めるとともに、親としての喜びや自覚を得ていく場の一つとする。

2. 幼稚園における子育て支援の概要

(1) 子育て支援活動全体

【概要】

- 地域の小学校入学前の全ての乳幼児及びその保護者を対象とする。
- 親子が安心して楽しく過ごせる場、乳幼児にふさわしい体験ができる場、子育て仲間をつくる場、子育て情報を得る場にする。
- 地域の方々の力や関係機関とのつながりを生かして行う。
- 園長・副園長が活動のコーディネーター、活動に協力していただく地域の方々の窓口となり、専任の指導員(非常勤講師)が中心になって活動を進める。
- 参加者の年間登録料(500～1,000円)は教材費として使用する。

【配慮事項】

- 単なる子育てサービスではなく、保護者が子育ての楽しさや喜びを感じ、子育てについて考えるきっかけになるよう、我が子と遊ぶ楽しさを十分体験できるようにしている。
- 教師が保護者に対して、子どもの動き方、遊具の使い方、子どもへの言葉のかけ方などを実際に示し、保護者が子どもとのかかわり方や遊び方について学べるようにしている。
- 地域の方々との連絡・調整に心がけ、子育て支援事業の充実を図る。
- 幼稚園の教育的な財産をなるべく地域全体に提供するようにするとともに、地域の教育力を積極的に活用していくようにする。
- 教育課程に基づいた活動をしている園児の生活に支障がないよう、場、時間、担当者を決めている。

(2) 子育て相談

【概要】

実施体制：相談希望者の都合のよい日時は個々に異なることから、園長、指導員が相談に来た人にいつでも対応
専門的な知識を要する相談にも対応できるよう、年1～2回、専門家や保健師による子育て・発達相談を実施

対象者：地域の小学校入学前の全ての乳幼児及びその保護者

施設設備：子育て相談のための部屋を確保

【配慮事項】

- 江戸川区の保護者・地域の子育ての実情に応じて、幼稚園に求められている子育て支援の一つとして、積極的に相談にのるようになっている。
- 保護者が、子育てに対する不安やストレスを解消し、その喜びや生きがいを取り戻すことができるようになっている。
- 日常からこちらから声をかけ、話しやすい関係づくりをする。
- 相談者が気軽に相談できるよう、相談に来た方と自然なかたちで会話をし、話を

聞いたり、相談にのったりする。

- 幼稚園を修了した幼児の保護者は在園児の保護者と年齢も近く、また、地域のこともよく知っているなので、具体的な子育て情報等を話すことができる。このことを踏まえ、先輩の保護者と話すことができる機会を設けている。

(3) 子育ての情報提供

【概要】

- 対象者：地域の小学校入学前の全ての乳幼児及びその保護者
- 内容：園だより、他機関の子育て広場のお知らせ、子育て後援会チラシ、しつけ・子育て関係リーフレット、区からの教育情報
- 提供方法：子育てひろば「あい・あい」での配布、広場終了後のあいさつ、町会掲示板、回覧板、地域協力者の自宅の扉、子育てリーフレットの配布等、より多くの方に情報提供するため様々な場を活用

【配慮事項】

- より多くの方に活用してもらえよう、機会をとらえて情報提供している。
- 保護者の多様なニーズに対応するため、幅広い情報を掲載するようにしている。
- 写真の掲示等については、年度始めにその趣旨を伝えて了解を得るなど、肖像権や著作権等に配慮している。

(4) 未就園児の親子登園

【概要】

- 実施日：平日の午前中に実施。0～3歳の親子は週2回。2歳は週1回、3歳は週2回。
- 対象者：0～3歳の未就園児及びその保護者
- 施設設備：専用の保育室や園庭（園児の活動場所とは区別）、遊具を用意

【配慮事項】

- 発達段階を考慮し、3歳以下の幼児は親子登園としている。
- 指導員（非常勤）とボランティアスタッフにより、幼児の発達に応じた活動となるよう遊具や遊びの内容などを工夫し、計画的な遊びの指導をしている。
- 指導員との連絡・相談・報告を密にする。

(5) 保護者同士の交流

【概要】

- 子どもの遊びを通して保護者同士が自然に触れ合えるような場作りや遊びの工夫をする。
- 在園児保護者は、PTA活動への支援や保護者サークル活動への支援を通して、交流をしている。
- 3歳児の保護者には、子どもが遊んでいる間に、ボランティアから人形作りや袋作りを教えてもらったり、パネルシアターを作って子どもにみせたりするなどの機会があり、その中で交流をしている。

【配慮事項】

- 園長を含め教職員が積極的に交流の輪に加わり互いに情報交換等を行うなど、保護者同士の関係が深まるよう教職員が支援している。

(6) その他

- 子どもの遊び場を提供するため、園庭開放（在園児の他地域の0～5歳児親子）は、保育終了後～17:00に行い、親子で参加。原則として親が安全管理をする。指導員がかかわるようにする。
- 遊びスクールなどを定期的実施し、親子で参加し、園庭開放時に指導員が中心になり行う。地域応援団の協力を得ていろいろな遊びの体験の時間を提供する。

3. 関係機関との連携、行政による支援

【関係機関との連携】

- 共育プラザ（中学・高校生の活動のサポートや子育て中の保護者への支援など、乳幼児から幅広い世代が利用できる施設）との情報交換、町会及び総合人生大学へのボランティア依頼、健康サポートセンター、特別支援学校との連携

【行政による支援】

- 区政の施策である「共育・協働」としての事業の一つ
- 専任の指導員(非常勤)2名が配置
- 広報用の掲示板の設置、指導員、ボランティア用のエプロンの貸与
- 年1～2回の区教育委員会関係者との連絡会

4. 成果

- 「子どもが嬉々として遊んでいる姿が見られて嬉しい」「いろいろなことが体験できて楽しい」「動物や植物、虫などたくさん触れ合えるのがいい」「近所のことなど気にせず、伸び伸びと遊ばせることができる」「家にいると暑いので、家の中で遊ばせることになるが、幼稚園は広いので涼しいから外でも遊ばせることができる」「近くでプール遊びができてよい」などの声が聞かれる。
- 我が子が元気に伸び伸びと遊ぶのを喜び、安定した気持ちでゆとりをもって我が子と触れ合える時間や場になっている。
- 自然体験や親子で作るなどの体験の楽しさや大切さが伝わりつつある。
- 近隣に相談する人がいない等、孤立感を募らせる保護者の存在が指摘されているが、保護者同士、子どものことを話している姿が見られるようになってきており、保護者同士のつながりがみられる。
- 若い保護者、新住民が地域の人との触れ合いを通して、地域を知る機会になっている。
- 保護者から、子育てで困っていることを話してくる姿も見られるようになった。
- 園の広場の手作り遊具を家でも作るなどの姿が見られる。
- 土曜日に母親・子どもと一緒に来る父親の姿が見られるようになった。
- 地域の未就園児の保護者に本園の教育への理解を図ることについて教師の意識が高まった。
- 入園前の幼児の実態を知ることで、入園後の保育の計画や幼児理解につながっている。

5. 課題

- 地域との組織的な連携・協力関係をつくる必要がある。
- ボランティアへの研修を行う必要がある。
- 関係機関とのネットワークを構築する必要がある。
- ボランティアに園の子育て支援の方針の理解を図った上で、自主的、主体的にかかわってもらえるようにしていく。
- 参加者の安全の保障につながるよう、保険に加入する必要がある。
- 広報費、遊具の購入費等、活動に必要な予算を確保する必要がある。
- 受付のセルフ化、遊具の出し入れ、絵本の読み聞かせ、遊びのリーダー体験など保護者自身の子育て支援活動への参画意識を高めていく必要がある。

【神奈川県横浜市 私立】

1. 子育て支援に対する園の考え方

- 幼稚園における子育ての支援では、幼稚園の機能として、保護者同士のつながりを深めていける環境にあることから、幼稚園を開放し、さまざまな場面を通して、保護者が参加しお互いがつながっていけるような機会を提供し、地域のコミュニティを活性化させていくことを重視する。
- 入園前も含めて、育児に対してさまざまな価値観をもつ保護者に対して、園庭開放、保育参加、サークル活動等を通して保護者同士がつながり、情報を共有する中で、子育ての孤立化を防ぎ、家庭や地域の教育力の向上を図る。
- 自分の子どもだけに関心を向けるのではなく、いろいろな子どもがいることを実感する中で、子どもが人とかかわりをもちながら生き生きとした生活をする中で育っていくことの大切さを感じるとともに、保護者も子どもとかかわる楽しさを感じられるようにする。
- 子育ての悩みを安心して相談ができる場が幼稚園であるという信頼関係を築く。

2. 幼稚園における子育て支援活動の概要

(1) 子育て支援活動全体

【概要】

- PTA活動やサークル活動を通して、保護者の中から活動のコーディネーターを育成していく仕組みをつくる。
- 保護者が主体的に参加できる活動、幼児と保護者の触れ合える活動、保護者自身が楽しむとともに保護者と幼児が気持ちを共有できるような活動の充実とともに、お互いの活動をわかり合えるような各活動に対する広報媒体を作成する。
- 保護者のサークル活動（絵本の読み聞かせやガーデニング活動、保護者が子どもに行うバンド演奏、おやじの会による自然活動や親子ふれ合い遊び等）が日常の保育、子どもにも生かされていく中で、保育をより深く理解してもらう。

【配慮事項】

- 保護者に参加を強制するのではなく、保護者自身が保育やサークル活動に参加したくなるように配慮している。
- 子どもの様子を見たり、保護者同士がつながることが楽しいという実感を得られるような機会を増やしていく。
- 園全体が保護者にも開かれているという雰囲気を大事にする。
- PTA活動でも、またサークル活動でも、できるだけ情報をオープンにしている。保護者同士の意見の相違等があった場合、園の担当者すぐに相談できるようにしておき、速やかに解決を図るようにしている。また協同する経験は、保護者にとってとても大切なことであることを教師も認識し、できるだけ協力する。

(2) 子育て相談

【概要】

実施体制：保護者が安心して相談できるように、理事長・主任をはじめ職員がいつでも対応する。また、専門的な知識を要する相談にも対応できるよう、毎週火曜日にカウンセラーによる子育て相談を実施。必要に応じて、幼稚園教諭の教員養成課程を置く大学等の子育てや特別支援教育の専門家などにも相談できる体制をつくる。

対象者：在園児及び卒園生、未就園児の保護者を対象としている。

施設設備：理事長室、場合によっては隣接する園長の自宅を開放。また、姉妹園の認定こども園も必要に応じて利用している。

【配慮事項】

- 誰でも気軽に職員室などに立ち寄ることができるような雰囲気になっている。
- まず保護者の気持ちを受け止め、保護者との信頼関係を築くようにしている。
- 幼児や保護者とのかかわりの中で教師が保護者の抱えている悩みに気づき、声をかけたり落ち着いて話を聞いたりする状況をつくる。
- 保護者同士、具体的な子育て情報などを話すことができるサークルをつくっている。

(3) 子育ての情報提供

【概要】

対象者：在園児及び未就園児の保護者

内容：保護者へのアンケートを元に、保護者が知りたい情報について保護者が取材して発行する、職員の紹介や子育てに関する情報が記載された「ひまわり」を年2回発行している。

園の行事やサークル活動について随時ホームページを通じて伝えている。記事について、コメントも投稿されることで、クラスや学年に応じた子どもの姿などを保護者は知ることができる。

サークル活動であるおしゃべり会の中では、子育ての悩みやそれを乗り越えた体験談などが語られる。また卒園した幼児のきょうだいもいることから、小学校での子どもの様子なども情報交換が図られている。

【配慮事項】

- 子育てに関する情報について、すべての保護者にわかりやすいよう幅広い情報、写真やイラストの掲載などの紙面の工夫をしている。
- 保護者からの視点で記事が掲載されることで、家庭での子どもの様子（食べ物の好き嫌い、きょうだいげんかのおさめ方、子どもへの叱り方など）、父親の子育てへの参加度、家族でよく行く遊び場情報など思いもよらない情報発信がある。
- ブログにはパスワードを設けるなど、必要に応じて個人情報や公平性などに配慮している。

(4) 未就園児の親子登園

【概要】

実施日：年に20回程度、園庭・園舎を開放し親子で自由に遊ぶ

対象者：未就園児及びその保護者

施設設備：3歳児の保育室、園庭、遊具を用意

【配慮事項】

- 幼児と保護者（父親も含めて）が十分に遊ぶことができるよう、土曜日の午前中も開放日に設定している。また楽しんで幼稚園に来られるように、幼稚園で飼育している動物（ポニー）への餌を用意したり、色水遊びや製作ができるような環境を準備している。
- 幼稚園の生活に触れたり、発達の見通しをもてたりするように園舎を自由に行き来でき、園児の様子を見ることができるようにしている。
- 保護者が気軽に相談したり、保護者同士がお互いに声をかけ知り合いになるように、教職員が声をかけたり、近くにいるようにしている。
- みんなで一緒に活動する楽しさも味わえるよう、参加者みんなで片付けを行った後に集まって活動する時間も設けている。

(5) 保護者同士の交流

【概要】

活動内容：父母の会の活動やサークル活動を通しての保護者同士の交流

《おはなしのへや（90名）》

- ・おはなしのへやで毎日絵本のよみきかせ、絵本の貸し出し
- ・影絵、パネルシアター、大型紙芝居などの上演
- ・えほんのとびら発行
- 《ガーデニング（70名）》
 - ・園のプランター、花壇整理
 - ・フラワーアレンジメント教室
 - ・栽培した野菜でカレーパン作り
 - ・卒園に向けての寄せ植えと花道作り
- 《KKC（キッチンサークル）70名》
 - ・年長お泊まり会夕食のカレー作り
 - ・アンケートをとりながら様々な料理をつくる（赤シソジュース、クッキー、スイートポテト、韓国・中国料理、手作り味噌など）
- 《おしゃべり会（150名）》
 - ・園庭開放（夏休みに5日間、プール遊び）
 - ・ストレッチ講習会
 - ・ガラスエッチング作り
 - ・理事長、他職員との座談会
 - ・卒園生の保護者を呼んで座談会
- 《つどいの会（8名）》
 - ・特別な支援を必要とする幼児の保護者の子育て支援のため、これらの保護者が集まり、理事長、他職員も入り、子育ての悩みや情報交換、時には卒園生の保護者に小学校の様子を話してもらったりしている。
- 《おやじの会（80名）》
 - ・父親の交流の機会の提供のため、父親達による夏のキャンプや畑の管理、バザーなどで焼きそば作りなどの活動。
- 《その他》
 - ・KMO（保護者によるバンドで、学期に1回は子どもに演奏する）、ウクレレオハナ、ホームページ委員会（ホームページやブログの管理）

【配慮事項】

- 理事長、教職員がサークル活動を通して保護者同士の関係が深まるよう、話し合いに参加したり相談に応じたりしながら支援している。
- 各サークルのリーダーが年3回顔合わせをし、互いのサークルの情報交換を行っている。
- 保護者が楽しんで活動できるよう強制ではなく、参加したい時に参加するということを全保護者が共通理解をもっている。

3. 関係機関との連携、行政による支援

- 未就園、在園にかかわらず、障害のある子や配慮を要する子に対しては、療育センターとも連携しながら、その家庭にとってより子育てがしやすい環境を一緒に考えている。
- 子育てに悩んでいる保護者に、在園または卒園した保護者がスタッフやボランティアでかかわっているつどいの広場「びーのびーの」を紹介したり、またそこを利用して子育てに悩んでいる保護者の入園相談を受け入れている。
- 配慮が必要な子どもの保護者が中心となっている幼稚園のサークル「つどいの会」に、特別支援教育を専門とする幼稚園教諭の教員養成課程を置く大学等の先生を招いて話し合いを行っている。
- 神奈川県に申請して支給される地域開放事業の補助金を利用して、カウンセラーによる子育て相談やサークル活動の中で行う親子のふれ合い事業、子育ての講演会の開催等を行っている。

- 幼稚園教諭の教員養成課程を置く大学等の学生が演じる子ども向けの劇を、土曜日などを利用して、在園児だけでなく地域の親子にも開放してみせている。

4. 成果

- 保護者から子育てで困っていることを話してくる姿が多く見られるようになった。
- サークル活動などの交流の場が保護者の息抜きの場や保護者同士の絆を強める場となっており、保護者の心の安定につながっている。
- 保護者同士で子どものことを話し合い、子育てに悩んでいるのが自分だけでないことを知ったり、違う考え方に触れたりしながら共に支え合う姿が見られる。
- おやじの会の活動を通じて、父親同士が親しくなった。
- 幼稚園に来る機会が増えることで、自分の子どもだけでなく、他の子どもの成長を感じ、そのことを保護者同士で喜び合う姿が見られる。
- 保護者が自ら様々なことを企画し実行していくことで、結束力が強くなるとともに幼稚園教育についての理解も深まり協力体制ができた。
- 保護者が遊びの幅広さや大切さを知り、幼稚園と一緒に子育てをしようという意識が高まった。

5. 課題

- 保護者同士の活動や交流が活発になるにともない、その中に入りづらいと感じる保護者もあり、保護者同士のつながりを広めていくための工夫が必要である。
- 卒園生の保護者もOB会など参加できる工夫が必要である。
- 幼稚園の職員がすべての活動を把握するようにしているが、活動が活発になるにともない、その内容や方法の調整が困難な場合がある。
- 土曜日等の活動が増え、担当職員の負担軽減や勤務時間の調整を図る必要がある。

【大阪府豊中市 私立】

1. 子育て支援に対する園の考え方

当園は千里ニュータウンの町開きと同時に開園し、今年で42年になる。その間、ニュータウン独特の年齢構成の偏りにより、少子高齢化が大変早く進行した。数年前からは、マンション等の集合住宅の建て替えが盛んになり、乳幼児のいる家庭が急増してきた。しかし、各地区での元々のコミュニティのない中で、人が集まることで、子育てに困ったり、悩んだりしたときに気軽に相談したり、少しの時間預かってもらうような人間関係の構築に至っていない家庭が多い。また、最近の市の虐待防止ネットワークの統計によると、幼稚園に就園する前の1歳から2歳の子をもつ専業主婦家庭での虐待の割合が高いことが指摘されている。

そのような状況のもと、園としての子育て支援は、「子どもの成長を共に喜び、共に悩む」という姿勢を基本とし、自らの手で我が子を育てようがんばっている誕生から小学校入学までの全ての家庭を視野に入れ様々な面から支援に取り組んでいる。

2. 幼稚園における子育て支援活動の概要

(1) 子育て支援活動全体

【概要】

「出会い」と「共感」という理念のもと以下のような子育て支援活動を行っている。

ア. 出会いの場を設ける

P T A 活動、未就園児の親子登園、遠足への付き添いなどのボランティア活動、父親参加型の行事の開催等

イ. 子育てセンターとしての役割

専門機関とサークルをつなぐ、園庭開放、季節の行事を地域に開放（子育てサロン、子育て広場）等

【配慮事項】

○ 次の視点を大切にして、保護者が孤立感を募らせることがないよう配慮している。

① 幼稚園や幼稚園の教師の支援が受けられるという安心感

② 保護者同士のつながりの構築

○ 入園前の保護者に対する子育て支援では、子どもと共にいることの幸せ、子育ての楽しさを実感できるようにすることを大切にしている。

○ 誰からも評価されにくい子育てをがんばっている保護者に対して常に肯定的にかかわるとともに、家庭での生活にも思いを馳せながら、どんな遊びがあるか、何をすると子どもが喜ぶか、こんな絵本があるというような具体的な遊びやノウハウ等の情報も提供している。

○ 家庭内で孤独な子育てをしがちであるので、園の教師がかかわりながら家庭内では父親、家庭外では他の家庭や地域の方々とのかかわりをもてる等、子育てに共感できる人間関係の広がりにも配慮している。

(2) 子育て相談

キンダーカウンセラー事業

【概要】

大阪府の財政支援を受け、大阪府臨床心理士協会の協力のもと臨床心理士又は臨床心理士と同等の知識・技術を有する者によるカウンセリングを実施。実施日や実施内容は幼稚園によって異なる。

《大阪府私立幼稚園連盟の役割》

○ カウンセラーは幼児期の発達の特長や幼稚園教育について理解した上で保護者に対するカウンセリングを行うことが重要であることからカウンセラ

- ーを対象とした研修を学期ごとに実施
- 園長や設置者を対象としたカウンセラー事業の活用方法等についての研修を学期ごとに実施
- 幼稚園にカウンセラーを紹介
- 《大阪府臨床心理士協会の役割》
- 乳幼児期の発達について専門性の高いカウンセラーをリストアップし、連盟に紹介する。
- キンダーカウンセラー希望者に対して連盟と共に事業についての説明会を行い、内容についての周知を図る。
- 《大阪府の役割》
- キンダーカウンセラー事業を活用している幼稚園に対して財政支援を行う。
- 《大阪府私立幼稚園連盟において示している留意点や効果等の例》
- 園での子どもの様子や園の方針や希望についてカウンセラーと幼稚園との話し合いの時間を設ける。
- 単なるカウンセリングの場の提供ではなく、園の機能として専門性を有効に活用することに留意する。
- 指導・援助等について悩んでいる教師に対するカウンセラーによる支援が期待できる。
- 心理面における専門的な視点と集団による教育の視点により複眼的に子どもの成長を捉え、効果的に援助できる。

【当園における取組】

実施日 : 毎月2回

対象者 : 在園児を含む地域の乳幼児をもつ保護者

担当者 : 臨床心理士

活動概要 :

- ・1回の相談は約1時間、9時から昼食を挟んで16時までに行っている。
- ・相談の内容は大きく分けると、子どもの発達や気になる行動、保護者自身の悩みである。
- ・在園児の相談に関しては、保護者の同意を得ながら保育後に教師とカウンセラーがカウンセリングの内容や子どもの様子について意見交換・コンサルテーションを行っている。

【配慮事項】

- カウンセラー便りの配布、クラス懇談会などでカウンセラーから話をしてもらう機会を設ける、担任から利用を薦める等の方法を通して、本事業について周知するとともに気軽に利用できるように配慮している。
- カウンセリングの内容については守秘義務があるが、子どもの情報を家庭、幼稚園、カウンセラーの3者が共有することの意義を保護者に伝え、保護者の理解のもと情報を共有するようにしている。
- 以前は月に1回であったが、希望が増えてきたことと、同年代の女性の方が話しやすいという傾向もあり、男女2人体制でそれぞれ月1回としている。ただし、相談内容について個人情報保護に配慮しつつカウンセラー間での情報共有（何を伝えたか等）を図るようにしている。

教師等による子育て相談

大阪市幼児教育センターの教育相談、大阪府私立幼稚園連盟の子育て相談員等の連続講座を受講し、個々の教師がカウンセリングマインドに基づき相談を受ける者としての資質の向上を図りながら、定期的な個人懇談等の相談だけではなく日常の送り迎え等の際に保護者と立ち話のような気軽な雰囲気での話を大切にしている。

(3) 子育ての情報提供

【概要】

- 対象者 : 在園児の保護者
地域の保護者（ホームページのみ）
- 内容 : 在園児の保護者を対象に「園長通信」を通して、幼児期の発達の特徴等について知らせ、その内容を多くの方が見ることができるようホームページに掲載

【配慮事項】

- 我が子の行動や友だちとの関係等から不安になる保護者が増えつつあるので、子ども同士の様々ないざごきは子どもの成長にとってとても意味のある経験だということを機会があるごとに伝えていく。
- 完璧な子を求めたり、完璧な親を目指したりするのではなく、少しずつ共に成長していくことを大切にさせていただきたいということを伝えていく。
- 子どもの事よりも自分の時間を大切にしたい保護者には、親子で共に過ごす乳幼児期が、家族にとってかけがえのない時間であることに気付くように情報提供をする。

(4) 未就園児の親子登園（親子プレイルーム）

【概要】

- 実施日 : 毎週水曜日 10時～11時30分
- 対象者 : 1歳半からの親子 20組（5月から7月は15組）
- 担当者 : 教師2名
- 活動概要 : 1歳半からの子どもと保護者が週に一度集い、様々なコーナー遊び（ままごと、絵本、製作等）や、クッキング、体操等を親子で行う。

【配慮事項】

- 自我の芽生えるこの時期に各々の保護者が様々な悩みを抱えがちであるので、子どもの気になる姿を幼児期の発達の特徴と捉えてもらうようにする。
- 保護者同士で子育ての悩みを共有し、様々な情報交換をする時間を設け、保護者同士のつながりが深まるように工夫している。
- 親子体操やクッキング等をしたりして親子で共に過ごす楽しさを実感してもらい、家庭でもやってみようと思ってもらうために、凝ったもの、道具がないとできないものではなく、家庭でも簡単にできるという視点で活動している。

(5) 保護者同士の交流

【概要】

- 同じクラスに在籍する園児の保護者のうち5名～7名を親睦委員とする。親睦委員は各学期毎に保護者同士の交流の機会の企画等を行う。
- コーラス、人形劇、保護者のフットサルクラブ等のサークル活動を行う。
- 幼稚園の活動に保護者がボランティアとして参加してもらうことにより、保護者同士が協力して活動を行う機会を設ける。

【配慮事項】

- 和室、ロビーのソファコーナーを職員室の予約表に書き込むことにより気軽に使用できるようにしている。
- クラス懇談では、普段あまり話さない保護者同士が横に並ぶよう、誕生月毎に並ぶ等の工夫により、保護者同士の人間関係の広がり配慮している。
- また、全体で話し合う場とグループに分かれて話し合う場を設け、担任がそれぞれのグループに順に入ったりしながら、自分のことを話す機会を設けるようにしている。

(6) その他

ミニクラブ

未就園児を対象とした一時預かりを実施

実施日：月曜日～金曜日

対象者：地域の1歳から3歳の未就園児

1歳児（5名） 9時～13時（最大延長18時まで可）
2・3歳児（15名） ”

担当者：保育士5名

【配慮事項】

- 就労の有無、家庭の状況にかかわらず、一時的な保育を必要としている家庭を対象としている。
- 様々な子どもたちを一時的に保育するので家庭的な雰囲気等、環境構成に様々な工夫を凝らしている。
- 事前に登録を行い、調査票等によりアレルギー等の有無や健康、安全上の配慮事項を把握するように務めている。

オープンキッズルーム（地域子育て支援）

- 2・3歳児の親子（20～30組）を対象に月1回、10時～11時に実施している。
- 活動内容は親子体操、色水遊び、木の実を使ったおもちゃ作り、クッキング等

ベベちゃんクラブ（0歳児の親子登園）

- 0歳児の親子（20組）を対象に月1回10時～11時30分に実施
- 外に出にくく家庭で閉じこもりがちな1歳前の親子が対象
- 情報交換をしたり悩みを語り合ったり出来る場を提供し、あかちゃんとの過ごし方や遊び方などを紹介

3. 関係機関との連携、行政による支援

【関係機関との連携】

- キンダーカウンセラー事業において大阪府臨床心理士協会と連携

【行政による支援】

- キンダーカウンセラー事業において大阪府より財政支援

4. 成果

- 自らの手で我が子を育てるという家庭を支援するという目的は、様々な支援の組み合わせにより一定の成果を上げていると感じる。
- 特に保護者の意欲を高めたり、精神的な安定につながる子育ての仲間づくりと保育や心理の専門家の支援は大変有効であると思われる。
- キンダーカウンセラー事業により、家庭での姿、幼稚園での姿、心理の専門家の意見という多角的な視点から一人の幼児を捉えることで、その子についての理解が深まり、充実した保育やその子とのかかわりができるようになった。
- キンダーカウンセラー事業により、教師はコンサルテーションにより、子どもを見る目の変化（複眼的）、自信（心理的な面での根拠）をもって保育をすることができるようになる等、教師自身の成長も見られる。

5. 課題

- ほとんどの支援が利用者負担であり保護者の経済的な負担となっていることから、財政面が課題となっている。
- 子どもの健やかな成長のためには教育相談における家庭・園・カウンセラーが情報を共有して支援に当たることが望ましいが、守秘義務との関係もあり保護者の理解を得つつ取組を進めていく必要がある。
- 家庭の状況は個々に異なっており、就労の有無、家庭内の親子関係なども含めた家庭状況全体を捉え、それぞれの家庭に適した子育て支援を総合的に考える（コーディネートする）者の養成が必要である。

2 預かり保育の例

【群馬県高崎市 私立】

1. 預かり保育に対する園の考え方

本園では、預かり保育を教師と幼児たちが一緒に生活する時間として考えており、特別なプログラムを実施しているわけではない。恵まれた自然環境の下、のびのびと遊びながら、心と体の健やかな発達を意図した活動が行われている。

預かり保育の活動中は、幼児に興味・関心があり、体力的にも余力がある等の条件が揃えば、午前中の活動を継続する場合もあるが、基本的には安息を重視して、担当教師や友だちと一緒に時間を過ごすこと自体を楽しめるようにしている。幼児にとっては教師や友だちとの直接的な交わりの方が大切だと考え、できるだけメディアの利用は控えている。

長期休業中の預かり保育は、異なる年齢の友だちと過ごす体験を多くしてほしいと考えている。できるだけ様々な体験ができるように、園外に出ていく機会を設けている。近年、多くの生涯学習施設が、夏休み等を利用した幼児向けのプログラムを計画してくれるようになってきたので、そういう機会も利用している。さらに、ブルーベリー狩り等のレクリエーション的な行事も行っている。

保護者が預かり保育を利用する理由としては、学校行事や病院等への急な外出が多いが、リフレッシュのための利用も近年は多くなっている。保護者のリフレッシュのための利用も必要だと考えている。幼児を迎えに来た時に、いつもより多く教師と言葉を交わす機会もでき、それも大切なことだと考える。

本園としては、幼児の健全な成長の一助として、さらには、保護者への子育て支援として、預かり保育に取り組んでいきたいと考えている。

2. 預かり保育の実施日・時間

(1) 実施日・時間

保育実施日	8時～幼稚園開始時間（10時）		
	幼稚園終了時間～17時30分		
長期休業日	8時～14時（最大延長17時）	夏期休暇	
	8時～15時（最大延長17時）	冬期・春期休暇	

(2) 預かり保育料

利用料	1ヶ月	5,000円	1日	300円（おやつ代）
長期休業日	1日	500円		

(3) 預かり保育の対象者等

本幼稚園の在園児

3. 指導体制

(1) 保育担当者の体制

① 8時～10時	幼稚園教師（預かり保育兼務教師を含む）
② 14時～17時30分	幼稚園教師（ 同上 ）
③ 長期休業中	幼稚園教師（ 同上 ）

(2) 園内の連携体制

○通常の教育時間終了後、預かり保育担当の教師（ローテーション）と対象の幼児は年少組の保育室に集まる。そこは教師たちが、一日の記録を書いたり、明日の準備

をする仕事場にもなる。担当の教師と主任（または園長）が、主に幼児たちの保育にあたる。主任（または園長）は、教育課程内の保育中に一日の幼児たちの活動の様子を参観しているので、その時々幼児の実態に応じた預かり保育が実施できる。

- 担任は、預かり保育を利用する幼児のことで知らせたいこと（健康面での配慮等）があれば、その時に口頭で伝えたり、ノートに記入してもらう。
- 預かり保育担当の教師が気付いたこともノートに記してもらい、全教師で確認し合う。
- 担当の教師だけでなく、同じ部屋にいる他の教師もかかわることがある。
- 迎への保護者には、できるだけ担任が対応し（できない場合は主任）、その日の様子を伝えたり、家庭での様子を聞いたりする。

(3) 施設設備

- 年少組の保育室を預かり保育の部屋とする。（専用の部屋ではないが、そのことで特別な気分にならず、また年少児の負担軽減にもつながり、預かり保育に移行できている）。
- カーペットを敷きテーブルを出し、教育課程内の保育と少し雰囲気を変えてゆったり過ごせるように配慮する。
- パズルや絵本、粘土等を準備したり、自分の部屋から持ってきたりする。
- 適当な時間におやつを食べる。（材料にこだわりをもって選んだお菓子だったり、担当の教師と幼児たちが一緒に作るホットケーキや蒸かしたジャガイモを一緒につくったりする）。
- 長期休業中の預かり保育では、別棟の保育室（ポニーハウスと呼んでいる）を使用することもある。ここは、集団での積み木遊びがダイナミックにできるようになっているので、外遊びのできない場合や冬期休業中や通常の保育室が使えない春期休業中などに使用するケースが多い。

(4) 預かり保育担当者の資質向上

- 幼児一人一人に応じた保育や支援を行うという本園の教育目標の共通理解に努めている。
- 自分が担任している幼児以外の幼児と触れ合うことで、教師自身の保育観・幼児理解を高め、幼児理解が広がることにつながっている。
- できるだけ自園以外の保育現場をみて研修する機会を設けるように努めている。

4. 預かり保育の概要及び計画

教育課程に基づく教育活動をふまえた上で、園長・主任等で話し合い活動を計画する。

- ① 預かり保育対象の幼児が「自分だけが残された」という思いをもたないように、保護者が迎えに来るまで、ゆつたりのんびりと過ごせるようにする。
- ② 幼児がしたいと思った遊びを大切に、楽しく遊べるように工夫する。ただし、天候や健康状態、室内の環境等には十分注意する。
- ③ 通常の保育ではできない少人数での経験をする機会を設ける。例えば、園裏にある畑の野菜等の収穫のお手伝い（翌日の献立の一部）や、教師たちの教材研究にモデルとして手伝うなど。

5. 活動に当たっての配慮事項

(1) 幼児の心身の負担

- できるだけくつろげる場として必要に応じて休息できるようにする。
- 年齢・季節等を考慮し、必要に応じて午睡を設ける。

(2) 家庭との連携

- 年度初めに保護者に、幼稚園の保育及び預かり保育について説明して理解をしてもらう。個々の実情に応じて、柔軟に対応する。
- 園便り・クラス便りで園での様子や幼児の様子をできるだけ家庭に知らせながら、幼児期の教育の大切さを伝える。
- ホームページを作成し、ビジュアル面での情報も伝える。特に、ブログはできるだけ更新し、日々の幼児たちの姿を具体的に伝える。

(3) その他

- 預かり保育についても責任者は園長であることを保護者に伝え、安心して利用してもらう。
- 怪我や事故については、教師全体で対処する。

6. 成果

【幼児】

- 異年齢との交流ができ、たくましく思いやりのある子に育っている。
- 教師との信頼関係がより深くなっている。

【保護者】

- いつでも預かってもらえる場所ができたという安心感から幼稚園に対してより一層信頼関係が深まった。
- 特にバス等で登園する子の保護者は、直接話をする機会が増えて幼稚園での子どもの様子を伝えることができるようになり、一層幼稚園を理解してもらえるようになった。

【教師】

- 幼児一人一人の理解が深まった。
- 保護者との会話の中から、保護者の思いを今まで以上に知ることができ、家庭と連携した保育が行えるようになった。

7. 課題

- 1日の幼児の生活の様子を知ることは教師にとっても大切である。幼児にとっては、通常の保育でもかかわっている教師なので心身の負担は少ないと考えるが、担任の教師の負担が大きく負担軽減を図る必要がある。
- 預かり保育が充実する（時間的・人数的に）には行政との連携を図るとともに、必要な環境の整備が可能となるよう一層の行政の支援が必要である。

【千葉県浦安市 公立】

1. 預かり保育に対する園の考え方

当幼稚園では、保護者は様々な生活スタイルの中で子育てをしていることを念頭に置き、幼稚園としての子育て支援の一環として、預かり保育を実施している。保護者が就労等の理由で幼稚園の預かり保育を希望する背景には、幼稚園教育に関心があり、期待するものがあるのではないと思われる。一方、核家族の中で子育てしている保護者が緊急時に安心して子どもを預かってもらえる場所を求めている現実もある。

そこで当幼稚園では、幼児が毎日安心して生活している幼稚園で、保護者が迎えに来る時間まで、家庭的な雰囲気の中で、友だちと楽しく過ごすことのできる環境を提供したいと考えている。特に、異年齢の様々な友だちとじっくり遊ぶことのできる場と時間と人的配置を保障し、幼児の豊かでたくましい成長を支援したい。

2. 預かり保育の実施日・時間

(1) 実施日・時間

保育実施日	8時～幼稚園保育開始時間（9時） 幼稚園保育終了時間（14時）～18時30分
長期休業日	8時～18時30分

(2) 預かり保育料

利用料	1ヶ月／5,000円または 1日／400円
雑費（教材費・おやつ代）	1日／100円

(3) 預かり保育の対象者等

通年利用	: 保護者の就労や家族の定期的な通院・看護・介護などの理由で週2日以上決まった曜日に利用する。
一時利用	: 保護者の傷病・出産による通院などの理由で、連続して一週間以上一年以内利用する。
一日・緊急利用	: 緊急に預かり保育が必要となった場合やリフレッシュ等の理由で、その月内で原則6日間利用できる。

3. 指導体制

(1) 保育担当者の体制

- ① 保育指導員（朝） 非常勤職員2名 幼稚園教諭免許有り
7時45分～ 9時45分勤務 ※指導・事務・運営に当たる
- ② 保育指導員（午後） 非常勤職員2名 幼稚園教諭免許有り
13時45分～18時45分勤務 ※指導・運営に当たる
- ③ 保育サポーター（午後） 非常勤職員2名 資格なし
13時45分～18時45分勤務 ※指導運営の補助
- ④ 幼稚園増置教員 非常勤職員1名 幼稚園教諭免許有り
8時30分～16時30分勤務

<長期休業中>

- ⑤ 保育指導員（午前） （8時45分～14時15分勤務）

(2) 園内の連携体制

- 毎学期の始めに、預かり保育連絡会議（園長、主任教諭、預かり保育指導員・サポーターが出席）を行い、通常の教育時間のねらいや主な活動内容を伝え、一日の生活に無理のない預かり保育時のねらいや活動内容を話し合う。また、幼児や保護者の実態を話し合い今後の支援方法を検討する。

- 職員会議録を回覧し、通常の教育時間内での様々な活動のねらい・内容等を確認することで、幼児の一日の活動内容の共通理解を図る。
- 通常の教育時間の様子を参観し、教育方針や取り組み等の理解を図る。
- 担任・預かり保育指導員は「連絡ノート」にて、幼児の教育時間の様子や預かり教育時間の様子を記載し、保護者に一日の様子を伝える。預かり保育指導員は通常の教育時間の活動内容を把握することで、一人一人に応じた支援をし不安を取り除き安心感をもたせる。
- 「預かり保育日誌」に預かり保育時の活動内容や、気になる幼児・保護者の姿を記録し、朝と午後の保育指導員の共通理解を図るとともに、園長・主任教諭が確認することで、日々の指導内容と幼児・保護者の姿を把握する。
- 保護者が安心感を得ることができるよう、健康状態や友だち関係等、気になる幼児については、担任が預かり保育指導員に伝達するとともに、預かり保育中も担任が様子を把握し、保護者に一日の様子を直接話す。

(3) 施設設備

- 園舎内に預かり保育専用保育室を2部屋配置していることで、幼児は預かり保育へスムーズに移行することができる。また、預かり保育専用保育室に移動することで通常の教育時間とは違う場所という考えになり、「通常の教育時間が終わり、別の時間が始まる」という感覚になる。
- コルク材の床・たたみ・じゅうたん等を敷き、家庭的な落ち着いた雰囲気にすることで、幼児がゆったりとした時間を過ごすことができる。
- 冷暖房設備・ホットカーペット・布団等を配備し、長時間保育の負担を感じることをしないよう幼児の健康管理に注意する。
- テレビ・冷蔵庫・電子レンジ・ホットプレート等、家庭生活に必要な電気器具を配備し、利用人数が少ない場合は、おやつの時間に幼児と簡単な調理をしながら、家庭的な雰囲気を楽しむ。
- 長時間利用の幼児が安心して生活するためにモニター付インターホン・門扉遠隔操作開閉設備・夜間用園庭照明を設置し、外部侵入からの安全管理をしている。

(4) 預かり保育担当者の資質向上

- 年2回、市主催預かり保育指導員・サポーター研修会を実施し、市が考える預かり保育のあり方の説明や指導員・サポーターの役割等について全市的に研修する。
- 預かり保育指導員・サポーターが通常の教育時間内の保育を参観し、本園の教育の目的、活動のねらいや内容、幼児の実態、育てたい幼児像等を共通理解し、幼児が幼稚園で過ごす一日を、幼児にかかわる全ての職員が、同じ考えで指導・支援できるようにする。

4. 預かり保育の概要及び計画

教育課程の活動を理解した上で、園長・主任・預かり保育指導員が話し合いのもと活動を計画する。

- ①幼児が自ら望んで預かり保育の場にいるのではない、「自分だけが残された」と思うのではなく、保護者の迎えが来るまでの時間を、楽しく安心して過ごすことができるよう指導員とゆったりかかわり信頼関係を築く。
- ②預かり保育を利用する幼児は、利用日・時間が一人一人異なり、日々利用者が違うことから、同じ友だちとの遊びの継続は難しい。同じ遊びの目的をもつ幼児が利用する場合は、その友だちとじっくり遊びに取り組むことができる。しかし、そうでない日は、一人でゆったり遊びに取り組むことができる。幼児の思いや考えに沿った遊びができるよう柔軟な計画を立てる。
- ③全ての在園児が、「預かり保育の場にいれば安心・楽しい」と感じることができるよ

う、保育室の環境をあまり変えずに固定する。

- ④長時間利用の幼児の健康状態を観察し、一人一人に応じたスケジュールが必要な場合がある。幼児の実情に合わせて柔軟に対応できる計画を立て体制を整える。
- ⑤長時間利用するには、友だちが帰ってしまっても不安にならないよう、指導員がじっくりかかわり、家庭的な雰囲気の中で過ごすことができるよう配慮する。
- ⑥学生ボランティア等を募り、いろいろな人との交流を楽しむ。
- ⑦近隣の公民館行事に参加し、地域の人との交流を楽しむ。
- ⑧入園式前より、預かり保育を利用する場合がある。保護者のニーズに合わせながら一人一人の入園までの生活リズムを考慮し、利用方法を検討し幼児を受け入れる。

【活動の例】

- ・異年齢との交流によりじっくり満足できる遊び
（ままごと・トランプ・カルタ等）
- ・通常の教育時間では経験できない遊び・季節感を感じる遊び
（アイロンビーズ・編み物・プラ板・プラレール等）
- ・通常の教育時間からの繋がりできとことん取り組める遊び
（縄跳び・鉄棒・サッカー・ドッジボール・リレー等）
- ・戸外で思い切り取り組める遊び
（砂場・ブランコ・スクーター・ホッピング等）

5. 活動に当たっての配慮事項

(1) 幼児の心身の負担

- 日々の保育内容から、休憩・休息の時間帯や活動内容を柔軟に考える。
- 入園当初や夏季は、家庭との生活リズムに合わせながら、午睡の時間を設定する。

(2) 家庭との連携

- 保護者会等で、預かり保育時の幼児の活動内容を理解してもらいながら、個々に応じた利用方法を考えてもらう。
- 懇談会等で、様々な生活スタイルで子育てをしている保護者がいることを話し、保護者が皆で助け合いながら、地域で子育てしていくことの大切さを伝える。
- 園便り・クラス便り等で園での様子を伝え、幼稚園教育の理解を図りながら、子育ての楽しさや幼児教育の重要性を理解してもらう。
- 幼稚園の様子を参観しにくい保護者には、登降園の際、積極的に子どもの様子を伝えながら、幼稚園や担任との信頼関係を築く。
- 年度当初の保護者会で、幼児教育の重要性や子育ての楽しさを知らせ、本園の教育が理解してもらえるように、幼稚園行事等への協力を依頼し、園行事に参加しやすいように配慮する。
- 登降園の際、保護者と子どもの様子を観察し、親子関係や子育ての様子など気になる保護者には、幼稚園での子どもの様子を伝え、保護者に協力を求めながら、子どもの成長を支援する。

(3) その他

- けがや事故については、預かり保育指導員と共に担任が対応する。
- 預かり保育の管理責任者は園長であることを保護者に伝え、保護者が安心して利用できるようにする。

6. 成果

【幼児】

- 家庭環境、地域環境等により子どもの居場所がなくなっている。同年齢の子どもが集まる場所ができたことで、有意義な時間が保障できる。

○異年齢の交流があることで、たくましく思いやりのある子どもに育つ。

【保護者】

- 安心をして子どもを預ける場があることで、子育てにゆとりがみられる。
- 核家族にとっては、何時でも預かってもらえる場所があるという安心感がある。
- 幼児教育の理解が深まる。

【教師】

- 通常の教育時間と預かり保育時間の子どもの実態を把握でき、一人一人の幼児理解に深まりがみられる。
- 様々な生活スタイルや考えをもつ保護者に対して、理解しようとする姿勢が芽生えた。

7. 課題

- 保育所から幼稚園へ入園してくる幼児の保護者は、保育所のシステム（保育時間・健康管理・おやつ・養護等）を幼稚園に求める傾向がある。幼稚園の預かり保育について理解してもらうためには行政との連携・協力が必要ではないか。
- 広範囲から通園しているため一人一人の地域での交流が少なくなるのではないか。
- 特別な支援を要する幼児の利用については、指導員の増員等様々な課題が発生してくるのではないか。
- 保護者同士のかかわりが稀薄になりがちである。PTA活動・行事等を活用し、預かり保育を利用している保護者が孤独感を感じることをないように配慮する必要がある。

【東京都品川区 私立】

1. 預かり保育に対する園の考え方

当幼稚園では、昭和58年度より預かり保育を「ナースリー」の名称で実施している。これは通常の教育時間終了後をゆったりとした雰囲気でのびのびと過ごさせたいという願いから名付けられた。

当園では南庭(第2園庭)に隣接の土地(約80㎡)を取得し、園庭の拡張整備を計画したところ、保護者より「荒地のままに残して欲しい」との要望があった。平成14年にはここを「冒険広場」^{*1}と名付け、植物栽培とクッキング、大工さん遊びとたき火など、体験学習型の活動の場となった。こうして「通常の教育時間終了後の遊び場」として、ナースリーの新しい活動がはじまった。

お茶会など従来からのボランティアによる保育援助をナースリーに拡大し、「絵本の読みきかせ隊」、冒険広場型の活動、預かり保育に参加する保護者を「プレイリーダー」として組織するなど、地域と保護者が幼稚園と協働していった。

こうして単なる預かり保育ではなく、通常保育とは違う環境、体験を通して充実した時間となるよう幼児の活動を援助している。

2. 預かり保育の実施日・時間

(1) 実施日・時間

保育実施日の内の 月、火、木、金曜日^{*2}

(2) 預かり保育料^{*3}

通常 1日/800円または1,000円(教材費・おやつ代込)
長期休業中 1日/1,000円または1,200円(教材費・給食費込)

(3) 預かり保育の対象者等

本園在園児(活動内容により一部定員制を実施^{*4})
レギュラー：決まった曜日に利用する(1日につき3～5人)
ゲスト：必要に応じて利用する

3. 指導体制

(1) 保育担当者の体制

① 通常保育日のナースリー

専任の教師 常勤1名 幼稚園教諭免許あり(保育士資格もあり)

午前9時30分～午後5時30分まで勤務し、預かり保育等の指導・運営・事務にあたる(午前中は預かり保育の準備等)。預かり保育の活動内容によっては、教育課程に基づく活動を担当する常勤の教師が1～2名、2時間程度応援することもある。

② 長期休業中のナースリー

専任の教師+常勤の教師(担任等) 2名 幼稚園教諭免許あり
(保育士資格もあり)

*1 木登り、たき火、大工あそび、ハンモック等、子どもの自主性に任せた活動を展開。バンダナを頭に巻いて活動する子どもの姿はこの活動を象徴している。

*2 終了時刻は、午後4時と午後5時を選択できるが、大半が5時までの利用。冬期は日も短く安全面での配慮も必要である。

*3 通常、長期休業中とともに活動内容により教材費が異なる。

*4 平成19年度は在園児数84名に対して定員20名、緊急受け入れ若干名

午前8時30分～午後4時30分まで勤務し、預かり保育の指導・運営・事務にあたる。預かり保育の活動内容によっては、さらに常勤の教師または非常勤講師（幼稚園教諭免許有り）1名が応援することもある。

(2) 園内の連携体制

- 年度初めの年間計画を基に、毎学期始めにナースリー会議（園長、主任教諭、ナースリー担任の教師、子育て支援主任の教師が出席）を行い、通常教育時間のねらいや主な保育活動内容を伝え合い、ナースリーのねらいと教育内容との共通性や連続性、また独自性などの調整をはかる。
- 日々の保育の様子を報告し合い、通常教育時間内での活動のねらいと内容を確認し、全職員で共通理解をはかる。
- ナースリー担任はナースリー参加予定児の状況を把握し、預かり保育に備える。
- 体調不良や保護者の事情で当日に不参加となった幼児に対して、次回の参加日を楽しみにできるようにクラスとナースリーの担任それぞれから声掛けなど配慮する。
- ナースリー日誌に、参加児氏名、参加時間の長短の別、提供のおやつ内容、活動内容、気になる幼児や保護者の姿を記録し、クラス担任等との共通理解をはかる。また、園長、主任教諭が確認し、日々の指導内容と幼児や保護者の姿を把握する。
- 一人一人の保護者にその日の幼児の様子を伝えるとともに、保護者の声にも耳を傾ける。
- 年度初めに全保護者に預かり保育のねらい、活動内容等を伝え、保育に対する理解を求める。

(3) 施設設備

- 通常教育終了後の3歳児室（すみれ組）をナースリー保育室として併用している。ただし午後1時40分～2時はすみれ組の隣の「絵本コーナー」で参加児を受け入れ、一人一人の挨拶と視診をした後すみれ組に通園カバンを持って移動、すみれ組がナースリーの主活動室となる。
- 南庭に隣接した「冒険広場」を植物栽培や野外活動に利用している。
- 保育室が併用の不便もあるが、職員室とスタッフルーム（保護者会活動の援助や園庭開放事業等の子育て支援活動を担当するスタッフの部屋）が隣にあることで連携や援助が容易な利点がある。
- 冷蔵庫、電子レンジ、ホットプレート等を備え、幼児と共に簡単な調理を行えるようにしている。また、電気、ガス等の安全管理を厳重にしている。
- 園全体の安全も含め、モニター付きインターホン、防犯カメラ、門扉遠隔操作開閉設備を設置し、外部侵入からの安全管理をしている。
- 活動内容に応じてホールや園庭等を主活動の場所とする。

(4) 預かり保育（ナースリー）担当者の資質向上

- ナースリー担任は通常保育を観察し、幼児の実態を把握するとともに担任との連携によって幼児にかかわる全職員が同じ考えで指導、支援できるようにしている。
- 特に気になる幼児については、教育内容や援助についてのケース会議を行い、保育のあり方を全職員で考えていく。
- ナースリー利用児の中で障害等に応じた支援を必要とする園児については、個別教育プログラム（IEP）として、保護者と相談の上で子育て支援担当主任の教師等の指導下に個別あるいはグループでの指導を行えるようにする。この場合、分離するのではなくナースリー保育活動の一部として組み立て、通常は「学年対応」の保育が主となりがちであるのに対して、当該児に必要とされる「発達対応」の観点で発達援助を行う。
- 私立幼稚園協会主催の保育研修会、NPO子育て品川主催の預かり保育研究会、園内保育研修等に積極的に参加するとともに、預かり保育や子育て支援についての調

計画は「ナースリーだより」として保護者に向けて隔月発行しているが、カラーコピーの「2ヶ月カレンダー」形式で、プログラムが選択しやすいよう工夫している。保護者は、隔月発行のナースリーだよりを見て、プログラムから選択できるようになっている。活動は事前申込み制であるが、単発でも出来るように配慮している。また急な申込みでも受け入れられるように保護者援助にも配慮している。

- ⑥地域の住民との幼稚園での交流や、近隣の公園や図書館にでかけ、出会いを楽しむ。またお散歩中の近隣の保育園児や近隣の小学生・中学生との連携に努め、助け合いが生まれている。

平成19年度 ナースリー(預かり保育)活動実績

活動の分類		活動回数 と 活動例	
通常の幼稚園活動との共通性が高い活動	友だち作ろう	24	45 友達できた、たくさん遊ぼう、年長だけで遊ぼう 園庭で運動、公園へ行こう、温水プール 工作遊ぶ、ペンキ遊び、スライム
	運動遊び	12	
	造形遊び	9	
ナースリー保育のために特に企画された継続性を持った活動	クッキング	30	68 ホットケーキ、クッキー、おだんご、ゼリー、アイスクリーム トマトにピーマン、ゴーヤにヘチマ、いちごに柿、とうもろこしと稲 ハンモックにテント、大工さん遊び、泥んこ遊びに水遊び、どんど焼きにシチュー、焼き芋に五平餅焼き
	野菜育て	18	
	冒険広場	20	
専任講師の援助がある	伝統文化	10	10 お茶会、生け花
	その他	8	8 英語遊び、図書館へ行こう
平成19年度	合計	131	延べ実施回数、延べ参加人数、在園児数84名

長期休業中のナースリー			
春休み中	クッキング	1	2 ちらしずし 生け花
	伝統文化	1	
夏休み中	水遊び	9	15 ビニールプール、シャボン玉、色水遊び ハンモックにテント張り、バーベキュー 5歳児は園舎に宿泊し銭湯入浴、3、4歳児は日帰りで2日
	冒険広場	2	
	お泊まり保育	4	
冬休み中	友だち作ろう	1	1 寒さに負けずに遊ぼう
平成19年度	合計	18	

5. 活動に当たっての配慮事項

(1) 幼児の心身の負担

- 日々の保育に合わせ、休息の時間帯や活動内容を柔軟に計画する。
- 年度初めは延長なしの午後4時降園とし、新しい環境に慣れていくことを第一とする。
- 夏季は昼寝の時間を設定し、幼児の体力に合わせ活動を展開する。

(2) 家庭との連携

- 保護者会等で、ナースリーでの活動のねらいと内容等を伝え、また預かり保育時の幼児の活動状況の理解を得て、個々に応じた利用を求める。
- 懇談会等で、就労支援から体験学習までのナースリーの様々な利用のあり方を知り、保護者が皆で、助け合いながら地域で子育てしていくことの大切さを伝える。
- 園だよりや「ナースリーだより」等で園での様子を伝え、幼児教育への理解と共感を高める。
- 園での公開保育や保護者参観、月1回の父親登園日や「お母さんのお一日入園」など、保護者参加の機会を設けて幼児の生活の様子への共感を促し、幼児教育への理解を深めるとともに、ナースリー活動についても随時公開して親子が一緒に遊ぶ場を提供することで共有・共感の心を育む。
- インターネットで、ナースリーに関するお知らせや活動予告、写真集等を配信することで、活動への興味や関心が高まるだけでなく、保護者もナースリー活動に参加し、幼児の活動の援助に加わる機会を提供することが出来る。
- 特に気になる幼児に対しては、ナースリーの活動内容を詳しく伝え、あるいは予告

し、家庭との連携を密にして成長を支援する。

(3) その他

【地域住民やボランティアとの連携】

- プールでの水泳指導、夏祭りでの和太鼓や浴衣着付け指導など、特色あるナースリー活動は、地域の有志の協力を得て可能となっている。
- 冒険広場の活動では、頭に巻くために持参するバンダナがメンバーのシンボルマークとなり、継続して参加している保護者やボランティアにも定着し、活動の企画と提案が保護者からなされたり、卒園後の保護者が「菜園」の手入れや遊具の修理をかってでるなど、保護者等が幼児の育成に自発的にかかわる姿が見られる。
- 夏休みなど長期休業中のナースリーでは、卒園した中高生や幼稚園教師・保育士志望の大学生等に、水遊びや昼寝、着替えや後片づけなどを手伝ってもらうことで、いろいろな人との交流を楽しんでいる。
- ボランティアの助けを借りる場合は、そのことが幼稚園側の一方的な都合や利益に終わることがないように留意し、双方の心の交流となるよう心掛ける。
- 地域の人々や学生等からの活動の援助を求める場合は、予め活動のねらいや内容の共通理解を図り、危険防止と安全確認について明確に伝えている。

【その他】

- けがや事故については専任の教師が主として対応するが、その後についてはクラス担任と共に様子を見ていく。
- 保護者が迎えに来ないという不安がないようクラス担任と連携し、援助していく。
- 保護者参加型のナースリーの活動では、活動のねらいや内容、留意点や安全管理等について、ナースリー担任は保護者と十分協議するとともに、保護者のもつ専門性や自発性が発揮されるよう配慮する。
- ナースリーの管理責任者は園長であることを保護者に伝え、保護者が安心して利用できるように伝える。

6. 成果

【幼児】

- 家庭では体験することが難しくなっている活動を多く取り入れていくことで、幼児が自ら考え、工夫する力を身につけることができる。
- 核家族化、一人っ子が増えている中、異年齢の交流により思いやりの気持ちが育つ。

【保護者】

- 安心して子どもを預けられる場があることで、子育てにゆとりをもつことができる。
- 保護者自身も活動に参加することで、幼児理解を深めるとともに子育ての情報交換ができる。

【教師】

- 一日を通して幼児の実態を把握し、一人一人の幼児理解を深めることができる。
- 保護者の参加により、保護者の悩みや子育てへの姿勢を理解することができる。
- 新しい活動を取り入れることで、教師自身が学び、研究する姿勢を高めることができる。

7. 課題

- 家族、地域、保護者間での助け合いが希薄化することのないよう配慮する必要がある。
- 幼稚園で過ごす時間が長くなることにより、幼児の心身に負担をかけることのないよう配慮する必要がある。
- 特別な支援を要する幼児のナースリー参加については、教師や介護職員の増員等が必要である。
- 保護者の保育参加の促進とともに、保護者との協議や保護者教育の場が必要である。

【和歌山県橋本市 公立】

1. 預かり保育に対する園の考え方

- 幼稚園の教育課程に係る1日の教育時間は、4時間を標準とすることとなっているが、預かり保育を希望する保護者の幼児に教育的にふさわしい生活を展開し、発達を助長していくため適切な配慮をしていきたいと考えている。
- 近年、少子化傾向や地域社会の変化に伴い、核家族や共働き家庭が増加し、育児の不安や悩みをもっている母親の子育てに対する精神的な負担を削減するため預かり保育を実施している。
- 園児たちは降園後、遊ぶ友達がいない、安心して遊べる場所がない、異年齢の友達と遊んだり地域の人とかかわる機会も減少してきているなどの実態がある。
以上、これらのニーズに応えるため、本園では、平成14年度より、預かり保育（びよびよクラブ）の活動を実施している。

2. 預かり保育の実施日・時間

(1) 実施日・時間

＜平成20年5月～21年3月の例＞

毎週月曜日、木曜日〈昼食持参〉	保育終了後（11：40～15：30）
毎週火曜日、金曜日	保育終了後〈14：00～15：30〉
長期休業日	7月第4週〈5日間〉、8月第4週〈5日間〉 〈8：00～11：40〉

(2) 預かり保育料

月曜日・木曜日	250円
火曜日・金曜日	150円
長期休業日	無料

(3) 預かり保育の対象者等

本園在園児（特に条件は付していない）

3. 指導体制

(1) 保育担当者の体制

本園教師〈園長・教師2〉計3名が毎日ローテーションで担当する。

(2) 園内の連携体制

- 年度初めに、昨年度の実践の反省・評価をし、園の教育目標と関連して預かり保育の計画を立て教師の共通理解を図る。
- 担任から預かり保育担当者に、子どもの体調やクラスでの様子などの引継ぎをし、職員間の連携を密にする。
- 利用当日に、園児は各担任に申し込みカードを提出する。
- 利用者数・降園時間・特記事項（担任からの引継ぎ、保育の流れ）などを把握できるように日誌に記録する。
- 通常保育の様子や健康状態、気になることなど担任から預かり保育担当者に引継ぎをし、保護者が安心して預けられるように配慮する。
- 教育課程に係る教育時間終了後、預かり保育対象児は空いた保育室を利用した預かり保育専用保育室（こどもの広場）に移動する。

(3) 施設設備

- 園舎内の「空き保育室（子どもの広場）」、「遊戯室」、「園庭」で預かり保育を行い、通常の保育と気持ちの切り替えが出来るようしている。
- 子どもの広場には、普段の保育室と違い家庭的で居心地のよい空間作りをするため、畳のコーナーやカーペットなどを敷き、配慮している。
- 保育室にある教材とは違うぬいぐるみやパズル、ままごとセット、ブロックなどを置き、自分の好きな遊びが楽しめるように配置している。
- 遊戯室は冷暖房を設備し、子どもたちの健康管理に注意している。

(4) 預かり保育担当者の資質向上

- 預かり保育担当者は自己研修に励むとともに、園内の現職教育を実施し、家庭的な雰囲気味わえるよう設備や教材等を整備し、保育環境を工夫している。
- 保護者の願いや子どもの思いなどを聞いて、教育活動に取り入れるよう、職員で話し合い共通理解を図るようにしている。

4. 預かり保育の概要及び計画

- 預かり保育年間計画は、園の教育目標や年間指導計画と関連を図っている。
（参考資料「預かり保育年間計画」）
- 家庭的な雰囲気や異年齢児と一緒に遊ぶ楽しさを味わうことを重点目標とし、幼児の姿から学期ごとにねらいを設け、教育活動や家庭との連携を計画している。
- 新年度の初めには特に入園児に対して、預かり保育に対する不安や緊張を解きほぐせるよう配慮し、年間を通し、安心感をもってゆったりと過ごせるよう見守り、幼児の興味や関心に応じた環境作りを工夫している。
- 園庭の環境を生かし、四季の自然の中で直接体験をしたり、異年齢児とかかわる機会を増やしたり、伝承遊びなどをとりいれたりして、豊かな体験が得られるようにしている。
- おやつについては、保護者と連絡を取り合い、偏食や食物アレルギーなど子どもの体質や健康状態について配慮し、適切に対応する。また、衛生面に気をつけ、楽しみながら食べられるようにしている。

5. 活動に当たっての配慮事項

(1) 幼児の心身の負担

- 疲れや体調不良など気になる点が見られた時は、保護者に連絡を取り、過ごし方などを話し合う。
- 季節による気温の変化に応じ環境を整える。
夏季…日よけ（園庭ではテント）や保育室の天窗を開いて通気性をよくするとともに、エアコン（冷房）も設置する。
冬季…カーペットや布団を敷く。エアコン（暖房）、ストーブ、加湿器を設置する。
- 預かり保育担当者が親しみをもってかかわり、スキンシップを行うなど、ゆったりと安心できる場になるようにする。

(2) 家庭との連携

- 入園後、全保護者に預かり保育の目的、実施期間、時間、費用、教育活動などを説明をする。
- 家庭の様子や今までの生活経験を聞き、子どもにとって無理のない生活ができるように計画する。
- 園児の送迎時に子どもの様子を知らせる。
- 預かり保育時間の子ども様子、質問、感想、意見など通信に掲載し、全保護者に知らせる。

○年度末に一年を振り返り、子どもの姿について保護者と話し合う機会をもつ。

(3) その他

○預かり保育時に災害やけががあった場合、「日本スポーツ振興センター」の給付を受けられることを知らせる。

6. 成果

- 降園後の遊び場の確保以外に、母親の就労(パート)、家事都合、保護者の趣味、子育ての精神的な負担の削減など、保護者のニーズに応えられるように考え実施しているため、子育てにゆとりがもてるなどの保護者の声がある。
- 保護者は、安心して子どもを預けられ異年齢交流を通して友だち関係が広がることを喜んでいる。

7. 課題

- 預かり保育の担当者は、教師（園長、担任 2）が交替して保育にあたっているため研修会参加、教材研究、準備などの時間の確保が困難であり、教師の負担となっている。
- 預かり保育の時間延長、水曜日・長期休業中の実施も行いたいのが現在の職員数では対応が困難である。
- 預かり保育料から教材の補充や材料などを購入しているが、施設の備品などの整備のため一層の行政の支援が必要である。

(参考資料) 預かり保育年間計画

- 【重点目標】
- ・家庭的な雰囲気の中で生活することが出来る。
 - ・異年齢の中で一緒に遊ぶ楽しさを味わう。

1学期(5月～7月)	
幼児の姿	・初めて預かり保育を経験する子どもは、徐々に生活に慣れてくる。 ・何度か預かり保育を経験した子どもは、その日の担当の保育者や気の合う友達との遊びを楽しむ。
ねらい	・預かり保育の生活に慣れ、心身ともに安心して過ごす。 ・自分のしたい遊びを見つけて遊ぶ。
予想される活動	・好きな遊びをしよう(ままごと・ブロック・絵を描く・折り紙・大型積み木・粘土・絵本を見る) ・園庭で遊ぶ(固定遊具・砂場遊び・草花集め・虫取り) ・おやつを食べよう(添加物・着色料の少ないもの) ・お話を紙芝居を見る。
環境構成と援助	・保育室でゆったりと安心して遊べる活動を取り入れる。 ・保育者から親しみをもってかかわり、スキンシップを取るようにする。(特にはじめの子ども) ・暑くなってくるので、休息を取れる環境を整える。(畳、ござ、タオルケット) ○片付けの仕方は、日々の生活の中で保育者も一緒にやり、言葉かけ、習慣づくようにしていく。 ○年間を通じ、子どもがゆったりとした気持ちの中で遊びが楽しめるように雰囲気作りを心がける。 ○おやつ時間では、衛生面に気をつけ、楽しみながら食べることが出来るようにする。
家庭との連携	・全保護者に預かり保育の説明をする。 ・初めて預かり保育をする子について不安な面は、その都度、保護者に知らせる。 ・預かり保育時間の子どもの様子、預かり保育の質問、感想、意見など「ぴよぴよクラブ通信」で保護者に知らせる。 ・保護者と連絡を取り合い、家庭での様子を聞き、今までの生活との変化を十分把握し、子どもに無理のない生活が出来るようにする。

2学期(9月～12月)	
幼児の姿	・暑い時は、風通しのよい保育室で休息をとる子の姿が見られる。 ・遊びたい友達と相談したり、約束したりして異年齢で遊びを楽しむ姿が見られる。 ・初めて預かり保育を経験する子は保護者の迎えを待っている姿が見られるが、徐々に生活に慣れてくる。 ・年長児が年少児に声をかけて、手助けしてやる姿が見られる。
ねらい	・生活に慣れ、友達とかかわって遊びを楽しむ。 ・戸外の自然に触れる。 ・自分の感じたことを言葉で表す。

予想される活動	<ul style="list-style-type: none"> ・好きな遊びをしよう(ままごと・ブロック・絵を描く・折り紙・大型積み木・粘土・巧技台遊び・絵本を見る) ・園庭で遊ぼう(固定遊具・砂場遊び・どんぐり・じゅず玉・落ち葉・虫取り) ・おやつを食べよう(添加物・着色料の少ないもの) ・お話や紙芝居を見る。
環境構成と援助	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室でゆったりと安心して遊べる活動を取り入れる。 ・保育者から親しみをもってかかわり、スキンシップを取るようにする。(年少児) ・残暑が厳しい時は、休息を取れる環境を整える。(畳、ござ、タオルケット) ○片付けの仕方は、日々の生活の中で保育者と一緒にやり、言葉かけ、習慣づくようにしていく。 ○年間を通じ、子どもがゆったりとした気持ちの中で遊びが楽しめるように雰囲気作りを心がける。 ○おやつの中では、衛生面に気をつけ、楽しみながら食べることが出来るようにする。
家庭との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育時間の子どもの様子、預かり保育の質問、感想、意見を「びよびよクラブ通信」で保護者に知らせる。 ・保護者と連絡を取り合い、家庭での様子を聞き、今までの生活との変化を十分把握し、子どもに無理のない生活が出来るようにする。

3学期(1月～3月)	
幼児の姿	<ul style="list-style-type: none"> ・異年令児でかかわり一緒に遊ぶ姿が多く見られる。 ・縦のつながりも深まってくる。 ・いろいろな人に積極的にかかわろうとする姿が見られる。 ・保育者のかかわりから、友達同士のかかわりも深まり、トラブルでも年長児を中心に自分たちで解決できるようになってくる。
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・気の合った友達に自分の考えを伝えながらいろいろな遊びを楽しむ。 ・誰とでもかかわり、好きな遊びを一緒にする。
予想される活動	<ul style="list-style-type: none"> ・好きな遊びをしよう(ままごと・ブロック・絵を描く・折り紙・大型積み木・粘土・巧技台遊び・絵本を見る) ・伝承遊び(おにごっこ。こま回し。カルタ、あやとり、など) ・サッカー、なわとびあそびをする。 ・おやつを食べる。(添加物・着色料の少ないもの) ・お話や紙芝居を見る。
環境構成と援助	<ul style="list-style-type: none"> ・好きな遊びをしていく中で、自然に異年令児の遊びが出来るように保育者もかかわっていくようにする。 ・寒くなっても家庭的な雰囲気の中で遊べるよう環境を整える。 ・みんなで遊べる集団遊びを取り入れ、天候の状態に合わせて戸外遊びを取り入れる。 ○片付けの仕方は、日々の生活の中で保育者と一緒にやり、言葉かけ、習慣づくようにしていく。 ○年間を通じ、子どもがゆったりとした気持ちの中で遊びが楽しめるように雰囲気作りを心がける。 ○おやつの中では、衛生面に気をつけ、楽しみながら食べることが出来るようにする。
家庭との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・全保護者に預かり保育の説明をする。 ・初めて預かり保育をする子について不安な面は、その都度、保護者に知らせる。 ・預かり保育時間の子どもの様子、預かり保育の質問、感想、意見等「びよびよクラブ通信」で保護者に知らせる。 ・保護者と連絡を取り合い、家庭での様子を聞き、今までの生活との変化を十分把握し、子どもに無理のない生活が出来るようにする。 ○一年を振り返って子どもの姿について話し合う機会を持つ。

【山口県山口市 私立】

1. 預かり保育に対する園の考え方

3歳～5歳児の望ましい成長にとって、昼間の過ごす場は半分家庭と半分集団（幼稚園）が理想であると考えます。しかし、保護者の仕事などの諸事情や大人の時間としてリフレッシュするために預けたいというニーズもあり、幼稚園としてそれに答えることが大切だと考えています。

預かり保育を維持するためには、園全体の保育生活リズムに適い、翌日の教育時間のための準備に支障がない範囲であることが条件となります。預かり保育は、園教育目標に掲げた子ども像に向かって子どもが成長できるように配慮しています。

預かり保育専用の場所や、かかわれる保育者の人数から受け入れることのできる幼児の人数に制限があるため「家庭で過ごすよりは園で過ごす方が子どもも喜ぶ」との理由での利用ではなく、保護者の状況を勘案して受け入れています。

2. 預かり保育の実施日・時間

(1) 実施日・時間

月曜日～金曜日の降園時刻（14時、水曜日13時）から最終17時30分まで

(2) 預かり保育料

降園後30分を超過した子どもを対象として、おやつ代300円を徴収

(3) 預かり保育の対象者等

保護者状況を勘案して受け入れています。

例：保護者の都合や、園児のきょうだいの学校行事等で、降園後家庭の責任において保育できない園児

※クラス担任教師の責任で預かり希望者を受理し、日毎の預かり名簿に記帳する。急な預かり保育の申込みは園への直接電話でも良いが、その場合も担任を通し確認記帳する。

3. 指導体制

(1) 保育担当者の体制

○幼稚園教諭免許と保育士の資格をもつ非常勤の教師が預かり保育専任の教師として行う。

(2) 園内の連携体制

○園教育方針が共通理解され、園生活から継続されるリズムに添う生活を保障する。
○大人側から管理制約されないよう、戸外遊びを中心に子ども同士が助け合うような空気が生まれる仲間づくりを支援する。

(3) 施設設備

○園庭が見渡せる園舎中心の位置にある保育室を、降園時刻以降は預かり保育専用室として活用。（約30人の屋内遊びコーナーが確保でき、また集合できる要件としての広さを持つ保育室）
○預かり保育専用の室内遊具も用意するが、当保育室既存の備品や遊具を全面借用。

(4) 預かり保育担当者の資質向上

○専任職員は園内研修やミーティングに随時参加し、園教育の考えを共有する。

4. 預かり保育の概要及び計画

- 14時に預かり保育室へ集合点呼し、バッジ（地域から遊びに来園した子どもと区別できる印）をつける。
- 迎えの時刻から約20分経過後に戸外へ出て遊ぶ。降園後20分間は迎えにきた保護者と園児がいるため、預かり保育の子どもが多少把握しづらい面もある。
- 専任職員は安全確認のために大多数の子どものいる戸外で見守るが、教育課程に基づく活動とは異なりねらいをもった遊びの具体的な提案はしない。また少人数のために、子ども同士で小グループになって遊ぶケースが多い。
- 14時50分、おやつで入室。おやつ後は外遊びへ促すが、迎えの時刻が近い子どもや、特に冬場は夕方寒くなるため子どもの意思で屋内活動をする場合もある。
- 随時保護者が迎えにくるので、遊んだ後片付けを親子で行い、専任職員へ預かり保育の代金（記名された封筒で）を直接渡し、親子であいさつして帰る。

5. 活動に当たっての配慮事項

(1) 幼児の心身の負担

- 体調変化がある子どもは家庭へ連絡し、迎えにきてもらう。

(2) 家庭との連携

- 子どもも保護者も安心して過ごせる場が地域に保障されることに「幼稚園が役立つ」という意識を園側がもつことにより、保護者が幼稚園とともに子育てをする意識が向上する。
- 教育課程に基づく活動に支障のない範囲において、保護者のニーズに対応するよう配慮している。

6. 成果

- 核家族化や遊び場がなくなったことにより、地域に子ども同士が育ち合える場や、親の都合で預ける場がなくなる時代に、幼稚園がその役目を果たせる存在であり続けることにより幼稚園に対する安心や信頼が高まっていくようである。
- 保護者が園に幼児を迎えに来るので、教育課程の時間や預かり保育での子ども同士の遊びや体験によって生み出された状況を知ることができ、保護者は一日の子どもの園生活と幼児教育の意味を理解することができる。

7. 課題

- 教育課程に基づく活動の教育水準を維持した上で預かり保育の質の向上を図っていくためには、預かり保育担当者の確保など財政面での課題が大きい。

幼稚園における子育て支援活動について

【基本的な考え方】

- 保護者が安定した気持ちで幼児を育てていくことは、幼児の健やかな成長にとって大切
- 幼児が主体的に活動を展開するためには、保護者との温かなつながりに支えられて幼児の心が安定していることが大切
- 保護者の子育てに対する意欲を引き出し、その教育力が向上するよう「親と子が共に育つ」という観点から子育て支援を実施し、子どものよりよい育ちが実現するようにすることが大切
- 幼稚園は、幼児の家庭や地域での生活を含めた生活全体を豊かにし、健やかな成長を確保していくため、地域の実態や保護者及び地域の人々の要請などを踏まえ、地域における幼児期の教育のセンターとしてその施設や機能を開放し、子育ての支援に努めていくことが必要



【具体的な留意事項】

○活動の例

- ・ 幼児期の教育の相談
 - ・ 未就園児の親子登園
 - ・ 園庭、園舎の開放
 - ・ 高齢者、ボランティア団体、子育てサークルなどとの交流
 - ・ 父親を対象とした活動
 - ・ 情報提供
 - ・ 保護者同士の交流の機会
 - ・ 子育て公開講座の開催
- 等

○活動に当たっての留意事項の例

- ・ 地域の人々が気軽に利用できる雰囲気をつくり、自然に足が向くような憩いの場を提供
- ・ 家庭の教育力の向上につなげること
- ・ 未就園児の保護者を含む地域の人々を対象として広く行うこと
- ・ 教職員間の協力体制を整備すること
- ・ 地域の実態や保護者の要請に応じて創意工夫し、できることから着実に実施していくこと

【関係機関との連携】

- 他の幼稚園・小学校や保育所・児童相談所などの教育・児童福祉機関、子育ての支援に取り組んでいるNPO法人、地域のボランティア団体等の関係機関との連携及び協力
- 保護者の養育が不適切である場合や家庭での育ちの状況が気になる子どもがいた場合の保護者支援については、子どもの最善の利益を重視しつつ、幼稚園のみで抱え込むことなく、市町村などの関係機関と連携して、適切な支援を行っていくことが必要

【子育て支援に携わる教員の資質向上】

- 教員が子育て支援に必要な力を身に付け、質の高い支援が可能となるような研修の実施が大切

預かり保育について

【基本的な考え方】

【幼稚園教育】

- ・学校教育法第22条、第23条
(幼稚園教育の目的・目標)
- ・幼稚園教育要領 第1章第1
(幼稚園教育の基本)

【教育課程】

- 幼稚園教育要領
- ・第1章第2 ・第2章 ・第3章第1

【預かり保育】(教育課程外の教育活動)

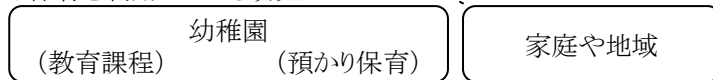
- 幼稚園教育要領
- ・第1章第3 ・第3章第2
(ともに子育て支援に関する箇所を除く)

【幼児の心身の発達に必要な体験】

- ・預かり保育を利用していない幼児

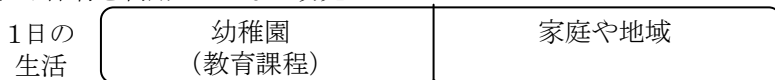


- ・預かり保育を利用している幼児

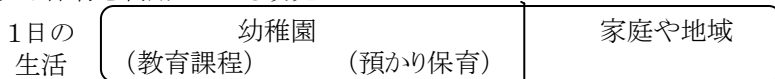


【幼児の生活の連続性】

- ・預かり保育を利用していない幼児



- ・預かり保育を利用している幼児



【地域の実態や保護者の要請に応じた実施】

- ・幼稚園での実施日数や実施時間は多様
- ・幼児の利用実態が多様

【配慮する視点】

- ・教育活動として適切な活動となるよう、活動内容や指導体制の整備等に配慮

- ・「教育課程に基づく活動」ではないことも考慮

- ・幼児の健やかな成長のためには、幼稚園、家庭、地域それぞれの体験が必要であることから、預かり保育を利用している幼児は家庭や地域で体験するようなことを体験できるように配慮

- ・家庭との連携

- ・幼稚園で過ごす時間が長くなることに配慮

- ・教育課程に基づく活動と預かり保育の活動との関連や担当者同士の緊密な連携に配慮

- ・家庭との連携

- ・実態に応じ、弾力的な運用や活動への配慮が必要

【具体的な配慮事項】

幼稚園の教育目標

教育課程に基づく活動

預かり保育 (教育課程外の教育活動)

- 幼児の心身の負担に配慮
- 日々の活動の視点からの活動への配慮
 - ・教育課程に基づく活動を考慮した幼児期にふさわしい無理のない活動
- 長期的な視点からの活動への配慮(預かり保育の計画)
 - ・教育活動としてのねらい(各園の教育目標を踏まえた活動)
 - ・家庭や地域での幼児の生活も考慮し、多様な体験ができるようにすること
 - ・実態に応じた計画の作成
- 家庭との連携
 - ・幼児の家庭での過ごし方や幼児の状態などについて情報交換
 - ・保護者が幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるよう配慮
- 弾力的な運用(実施日数や時間等)
 - ・地域の実態や保護者の事情に配慮
 - ・幼児の生活リズムに配慮
- 指導体制の整備への配慮
 - ・保育担当者等の体制整備
 - ・園内の連携体制
- その他の配慮事項 43
 - ・施設等の整備
 - ・安全上の配慮

《参考資料1》

幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育に関する答申における記述 (平成17年1月「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」より)

第1章 子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の方向性

第4節 子どもの育ちの現状と背景

【親の子育て環境などの変化 ー家庭の教育力の低下ー】

- 第2に、幼児教育が行われる一つの場としての家庭における子育てについても、その環境などが変化している。

言うまでもなく、子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす営みである。実際、子どもの成長が感じられたとき、子どもの笑顔を見たときなどに、特に喜びを感じるなど、自分の子育てに満足している親は半数を超えているとの指摘もある。

- このような子育ての喜びや生きがいは、家庭や地域社会の人々との交流や支え合いがあってこそ実感できるものである。

しかしながら、一方で、核家族化の進行や地域における地縁的なつながりの希薄化などを背景に、本来、我が子を自らの手で育てたいと思っているにもかかわらず、子どもにどのようにかかわっていけばよいか分からず悩み、孤立感を募らせ、情緒が不安定になっている親も増えている。

こうした状況の中、児童相談所における虐待に関する相談処理件数も増加している。

- また、女性の社会進出が一般的になり、仕事と子育ての両立のための支援が進み、子育てのほかにも、仕事やその他の活動を通じた自己実現の道を選択することができ、子育てに専念することを選択したものの、そのような生き方について不安を覚え、子育て期間については「自分にとってハンディキャップではないか」と感じてしまう母親がいるとの指摘もある。

一方で、物質的に豊かで快適な社会環境の中で育ち、合理主義や競争主義などの価値観の中で育った者が多い今の父親・母親の世代にとって、必ずしも効率的でも、楽でもなく、自らが努力してもなかなか思うようにはならないことが多い子育ては、困難な体験であり、その喜びや生きがいを感じる前に、ストレスばかりを感じてしまいがちであるとの指摘もある。

- また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、労働時間の増加や過重な労働などの問題が生ずる傾向にあり、親が子どもと一緒に食事を取るなどの子どもと過ごす時間が十分ではなくなっている。このことも親の子育て環境に影響を与えている要因であるとの指摘もある。

- このような子育て環境を改善し、家庭や子育てに夢を持てる社会を実現するため、

現在、子育て支援の取組が行われている。

しかしながら、その取組の結果として、親や企業の際限のない保育ニーズをも受け入れ、単なる親の育児の肩代わりになってしまうことがあると懸念する声もある。この場合、特に低年齢児にあつては、人を愛し、人を信じる心など、人との関係性の根幹を形成する上で必要となる、信頼できる大人との1対1による絶対的な依存関係を確保することが難しくなり、子どもの健やかな成長にとって何らかの影響があるのではないかと懸念される。

- したがって、「父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有する」という少子化対策における基本理念を踏まえ、親の育児を単に肩代わりするのではなく、親の子育てに対する不安やストレスを解消し、その喜びや生きがいを取り戻して、子どものより良い育ちを実現する方向となるような子育て支援を進めていくことが必要とされている。

また、親が、子どもを育て、その喜びや生きがいを感じながらも、仕事やボランティア活動等、様々な形で社会とのかかわりを持つことで、子育てのほかにも様々な活動を通じて自己実現を果たせる環境を整備することも求められている。

加えて、将来親になる世代に対して、子育ての意義や親の役割、男女が相互に協力して家庭を築くことの重要性などについて理解を深める教育も求められている。

第2章 幼児教育の充実のための具体的方策

4 幼稚園等施設による家庭や地域社会の教育力の再生・向上

幼稚園等施設において行われている子育て支援や幼稚園における預かり保育の取組を、家庭の教育力の再生・向上、「親と子が共に育つ」という教育的視点から改めて整理し、充実を図る。また、幼稚園等施設が地域社会の一員として地域社会の教育力の再生・向上に資する役割を果たしていく。

(1) 子育て支援の在り方

ア 幼稚園等施設における子育て支援の推進等

- 「親と子が共に育つ」観点から、幼稚園等施設を利用している幼児の家庭に対する支援を推進していくことが必要である。例えば、子育てに係る相談の実施、情報提供、親子参加型の事業等の実施を働き掛ける必要がある。
- また一方で、幼稚園等施設を利用していない子どもを育てる家庭の教育力向上のために、親子登園、園庭開放や子育て相談を実施するなど、幼稚園等施設が積極的にかかわっていく必要がある。このことは、特に3歳未満の幼児について配慮される必要がある。
- 子育て支援の望ましい在り方については、実施体制、内容・方法など、幼稚園教育要領等における位置付け等の明確化も含め検討する必要がある。
- 現在、各幼稚園等施設において行われている子育て支援の内容や方法について、国や教育委員会等が具体的な事例を収集・集約し情報提供することによって各幼稚園等施設におけるプログラムの開発・実施等を奨励する必要がある。

イ 地域社会との双方向ネットワークの構築

- 都市化や核家族化等により分散された子育て資源を活用していくため、幼稚園等施設と地域社会との双方向のネットワークを形成していく必要がある。
- 具体的には、幼稚園等施設が、地域の実情に応じて、児童館・公民館等の施設、地域のボランティア団体及び民生・児童委員などの地域社会の教育力を積極的に活用する姿勢が求められる。
- 同時にまた、幼稚園等施設が、地域の祭り等に積極的に参加するなど地域社会の触れ合い拠点となったり、あるいは地域住民の希望者を募って子育てボランティアを育成したりするなど、自ら地域社会の教育力を高めることが求められる。

(2) 幼稚園における預かり保育の明確化

- 幼稚園における預かり保育については、地域の実情や保護者の要請により実施している面もあるが、幼児の生活の連続性の観点から家庭や地域社会の教育力を補完するとともにその教育力の再生・向上につながるという意義もある。
幼稚園の教育活動としての預かり保育の望ましい在り方について、実施体制、内容・方法、実施時間、適切な名称など、幼稚園教育要領における位置付け等の明確化も含め検討する必要がある。
- 現在、各幼稚園において行われている預かり保育の内容や方法について、国や教育委員会等が具体的な事例を収集・集約し、情報提供することによって、各幼稚園におけるプログラムの開発・実施等を奨励する必要がある。

《参考資料 2》

幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育に関する学校教育法及び幼稚園教育要領における記述

○学校教育法

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第24条 幼稚園においては、第22条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

○幼稚園教育要領（平成20年3月28日 文部科学大臣告示）

第1章 総則

第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について、学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮すること。また、以下の点にも留意すること。

- (1) 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。
- (2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
- (3) 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。
- (4) 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。
- (5) 適切な指導体制を整備した上で、幼稚園の教師の責任と指導の下に行うようにすること。

2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。

《参考資料 3》

幼稚園における子育て支援活動の成果と課題等

(幼児教育課における調査研究事業等より)

I 活動に当たって配慮している事項

1. 幼稚園における子育て支援活動全般

- ・子育て相談や未就園児の親子登園、個別相談や保護者同士のフリートーキング等、保護者の希望は異なっており、個々の保護者の要望を踏まえた活動となるようにした。
- ・家庭や保護者の仕事の状況を考慮して日程を調整した。
- ・他の幼児と比較して子育てに自信がもてなくなる保護者もいるので、できるできないを比較するのではなく、発達には個人差があることを教師が保護者に伝えたり、その幼児なりの成長を保護者と共感したりすることにより、保護者が子育てに喜びを感じることができるよう配慮した。
- ・保護者が主体的に参加できる活動、幼児と保護者の触れ合える活動、保護者自身が楽しむとともに保護者と幼児が気持ちを共有できるような活動、幼児の発達を促すような活動などの視点から活動の充実を図っている。
- ・子どもの定期検診時に実施会場に出向き、子育てに関する情報の提供や子育て相談を実施している。
- ・家庭の教育力が向上することが大切であり、保護者が安易に幼稚園に頼ったりすることなく、子どもの成長等に保護者の関心が向くようその日の幼児の様子を話すなど、教職員が保護者に意識的に声をかけたり、子育ての悩みや喜びを共有したりしている。
- ・必要に応じて、保護者同士をつなぐコーディネーターの役割を果たす人材を配置している。
- ・保護者や地域ボランティアの協力を得る場合、活動について幼稚園と共通理解を図っている。
- ・働いている保護者が活動に協力できないことを負担に感じることをしないよう、ボランティアは協力できる範囲でよいことを周知している。
- ・より多くの人に活用してもらえよう、インターネット、携帯サイト、地区回覧用の園だよりなど、地域への周知の仕方を工夫する必要がある。
- ・子育てに関する情報について、すべての保護者にわかりやすいよう、イラストやQ & Aの掲載などの紙面の工夫、子育て情報の提供の仕方を工夫する必要がある。

2. 子育て相談

①気軽に相談できる工夫

- ・保護者が気軽に相談できるよう、園庭開放日を子育て相談日に当てたり、送迎時に

教職員がさりげなくその場にいたり、保護者に声をかけたりしている。

- ・誰でも気軽に立ち寄ることができるような雰囲気になっている。
- ・他の保護者から見えぬ、明るく落ち着いた雰囲気の個室を用意している。
- ・保護者に対してまず幼児のよいところを話すなど、相談しやすい雰囲気づくりを心がけている。
- ・保護者が安心して相談できるよう、入園当初に保護者と保育カウンセラー等が触れ合う機会を設けている。
- ・大学教員等による子育て相談は、保育の時間（子どもが幼稚園で活動している時間）に行っている。
- ・幼稚園を訪問せずに相談することも可能となるよう電話による相談を実施している。

②相談を受ける際の配慮事項

- ・まず保護者の気持ちを受け止め、保護者との信頼関係を築くようにしている。
- ・保護者の話をしっかりと聞き、答えを早急にだそうとしないようにしている。
- ・幼児や保護者とのかかわりの中で、教師が保護者の抱えている悩みに気づき、声をかけたり、子育て支援活動への参加を促したりしている。
- ・相談内容によっては、氏名をださないなど個人情報に配慮しつつ、幼稚園全体で支援について話し合っている。

③関係機関等との連携

- ・カウンセラー等に日々の保育に参加してもらい、幼児の発達の過程や個々の幼児の様子について理解してもらった上で、保護者からの子育て相談に対応してもらっている。
- ・乳児に関する相談等に対応するため、保育所と連携している。
- ・相談内容に応じて、連携する専門機関を選択したり、保護者に専門機関を紹介したりしている。

④その他

- ・相談内容の守秘義務や個人情報の扱いに注意している。
- ・グループ懇談に当たっては、子育て経験豊富な保護者と第1子の保護者を同じグループにするなど、保護者同士でアドバイスできるような工夫をしている。

3. 親子登園

①活動内容

- ・年間計画を作成し、未就園児が多様な体験ができるようにしている。
- ・全ての人に参加しやすいよう、簡単な遊びを紹介している。
- ・親子が触れ合えるよう、親子一緒に活動を取り入れている。
- ・幼児と保護者が十分に遊ぶことができるよう、時間や周囲の環境を工夫している。
- ・最初は親子で自由に遊べるようにし、徐々に園児や他の未就園児との交流を図っている。
- ・幼児同士、保護者同士が交流できるよう、複数の親子が一緒に活動を取り入れている。
- ・みんなで一緒に活動する楽しさも味わえるよう、参加者みんなで活動する時間を設

けている。

- ・未就園児とその保護者が幼稚園の生活に触れたり、保護者が発達の見通しをもてたりするように、部屋を自由に行き来でき、園児の様子を見ることができるようになっている。
- ・家庭での遊びの参考となるよう、未就園児が遊んでいる姿をみながら、教師が保護者に遊び方を教えたりしている。
- ・親子登園の時間が終了してもしばらくは園庭・園舎を開放している。

②施設・遊具などの整備

- ・空いている保育室を専用保育室として使用している。
- ・3歳未満の未就園児のために、発達に応じた遊具や玩具を用意している。
- ・幼児が家庭で遊んでいるような遊具を用意している。
- ・家庭で作って遊べるような手作りのおもちゃを用意している。
- ・個々の興味・関心や発達を考慮し、遊びのコーナーを複数用意している。
- ・参加者全員が遊びを楽しめるよう、十分な種類と数の遊具等を用意している。
- ・遊具等については、公共機関から借りたり、家庭で使わなくなったものを寄付してもらったりしている。
- ・未就園児が安全に遊ぶことができるよう、幼稚園の門と道路の境には柵をおいたりしている。
- ・くつろいで保護者同士の交流ができるよう、ソファを用意するなど、保護者への環境の工夫をしている。

③その他

- ・参加したらシールを貼るなど、保護者と幼児が幼稚園に来ることが楽しみになるような工夫をしている。
- ・教師が保育所等に出向き、3歳未満の未就園児に対して、発達に応じたかかわり方や遊具等について学んでいる。

II 成果

1. 幼児の育ち

①遊び

- ・従来は少人数での室内遊びが多かったが、園庭開放を通じて大勢で体を動かして遊ぶようになった。
- ・地域の自然を活用した活動や読み聞かせなどの多様な活動を通して、幼児の豊かな心を育成するなど、調和のとれた発達を促すことができた。
- ・未就園児の親子登園を通じて、幼児が保護者から少し離れて遊ぶなど自立が促された。
- ・幼児が安全な環境で遊ぶことができた。

②幼児・児童や地域の人々との交流

- ・近隣に同年代の子どもが少ない幼児や兄弟姉妹がいない幼児も、子育て支援活動を通じて多様な年代の子どもとの交流が可能となり、人間関係が広がった。

- ・ 友達の保護者や高齢者等の地域の人々との交流を通して、いろいろな人とのかかわり方を学ぶことができた。
 - ・ 未就園児との交流を通して、自分よりも小さい子とかかわる機会がもて、思いやりの心が育ってきた。
- ③未就園児の幼稚園教育への円滑な接続
- ・ 未就園児が幼稚園での生活に触れることで、就園への期待が高まるとともに、幼稚園生活に自信がもてるようになった。
 - ・ 未就園児が、幼稚園入園後、速やかに幼稚園生活に適応できた。

2. 保護者の育ち

①保護者の幼児理解

- ・ 保護者が幼児のよさを再発見したり、幼児の姿を肯定的にとらえたりできるようになった。
- ・ 自分の子どもと共に活動することで、気付かなかった幼児の思いに気付いたり、幼児を見つめ直す機会となっている。
- ・ 家庭とは異なる幼児の姿に触れることでその子への理解が深まった。
- ・ 他の親子の様子を見ることで自分の子育てを振り返る機会となった。
- ・ 同年齢の他の幼児の姿を見ることで、自分の子どもを客観的・多面的にとらえることができるようになった。
- ・ 年長児の様子を見ることで幼児の発達過程についての理解が深まった。
- ・ 友達や教師とのかかわりの中で幼児が変容する姿を見ることは、保護者にとって子育てのヒントとなった。
- ・ 継続的に参加することで、保護者が幼児の小さな変化にも気付くようになった。
- ・ 保護者との話し合いを通して、幼稚園と保護者が共通の意識をもって幼児の姿をとらえることができるようになった。

②保護者と幼児のかかわり

- ・ 保護者と幼児が触れ合う遊びを紹介することで、家庭で幼児と過ごす時間が増えた。
- ・ 子育て支援活動でつくったおもちゃを家庭でもつくってみるなど、子育て支援活動の内容を家庭教育に生かすことができる。
- ・ 保護者が親子で共通体験をすることの大切さを知ることができた。
- ・ 日頃幼児と向き合う時間の少ない父親にとって子育てについて考える機会となった。

③保護者同士の交流

- ・ 園庭の開放により、いつでも保護者同士の交流が可能となった。
- ・ 交流の場が保護者の息抜きの場や保護者同士の絆を強める場となっており、保護者の心の安定につながっている。
- ・ 保護者同士の交流を通して、子育てに悩んでいるのが自分だけでないことを知ったり、自分とは異なる考え方に触れたり、保護者同士で相談したりできるようになったりした。
- ・ 他の保護者や教師と話をすることにより、我が子について新たな見方ができるようになった。

- ・先輩の保護者から幼児の発達や小学校生活について話を聞くことで、見通しをもつことができるようになった。
- ・父親を対象とした活動を通じて父親同士が親しくなり、家族ぐるみの交流や父親の幼稚園行事への積極的な参加につながった。

④子育て相談

- ・悩みを聞いてもらうことで保護者の気持ちが楽になった。
- ・子育て相談を通じて我が子への理解が深まった。
- ・幼稚園に行けば保育カウンセラー等、専門家の話をきくことができるという安心感を保護者がもてるようになった。
- ・相談の内容によっては、幼稚園のみで抱え込むことのないよう、大学の教育相談を受けるように助言したり、市町村などの関係機関と連携したりなどを通して保護者が適切な支援を受けることができた。

⑤その他

- ・保護者が幼稚園と一緒に子育てをしようという意識が高まった。
- ・保護者が遊びの幅広さや大切さを知ることができた。
- ・我が子と友達が共に育ち合うことを願う保護者が増えてきた。
- ・地域ボランティアを通じて、保護者が幼稚園以外の地域の子育て支援に関する様々な活動を知ることができたり、地域における人のつながりが広がったりした。
- ・ボランティア団体の協力を通して、保護者がボランティア団体に対して感謝するとともに自分も地域の一員であるという自覚が生まれた。

3. 保護者の幼稚園理解

- ・子育て支援活動を通じて幼稚園教育や幼稚園への信頼感が深まった。
- ・幼稚園運営について幼稚園と一緒に考えようという保護者が増えた。
- ・子育て支援活動を通じて、保護者の不安が解消されたり、幼稚園教育についての理解が深まったりして、幼稚園の活動に保護者が協力してくれるようになった。
- ・保護者の結束力が強まり、幼稚園に対する協力体制ができた。

4. 教職員の資質向上

- ・保護者の子育てに対する負担感や喜び等について教師の理解が深まり、保護者と共に考える姿勢等、子育ての支援に対する取組についての変容が見られた。
- ・カウンセリング研修等を通じて、幼児理解や保護者とのかかわり方について理解が深まった。
- ・保護者の考えや悩み等を知ることによって、その後の保育に生かすことができた。
- ・教師の幼児理解が深まり、教育課程に基づく活動が充実した。
- ・未就園児の親子登園を通して事前に幼児理解が可能となり、入園当初からきめ細やかな指導ができた。
- ・保育カウンセラー等から保育の在り方について専門的な助言を受けることができた。
- ・保護者や地域の人々等、様々な人の考えに触れることで教師の視野が広がった。

5. 地域との連携強化

①地域の教育力

- ・地域に子育て支援に関する情報を提供したり、子育て支援活動に協力してもらったりすることを通じて、地域全体で子どもの育ちを支えようとする機運が高まったりした。
- ・地域の人々の子どもに対する関心が高まり、幼児達の安全面においても大きな力となった。
- ・NPO等と連携協力することで、地域の子育て支援ネットワークが広がるとともに、交流団体の活性化につながった。

②地域の協力

- ・地域の人々の協力により子育て支援の活動が活性化した。
- ・昔遊びや絵本の読み聞かせなど、地域の人々の特技等を生かした活動が可能となった。
- ・地域の人々から多様な意見を聞くことにより多面的に子育て支援活動を見直すことができた。
- ・子育て支援活動における地域の人々との交流を通じて、地域の人々が絵本や花などを幼稚園に届けてくれるなど、幼稚園の活動に協力してくれるようになった。
- ・高齢者を含む地域の人々が生きがいややりがいを感じるようになった。
- ・それぞれの機能をいかした関係機関との連携により、地域全体の協力体制ができた。

6. その他

- ・地域の行事に参加することで、地域からの幼稚園に対する評価が高まった。

Ⅲ 課題

1. 保護者の要望や活動への理解等

- ・保護者の要望を把握するための方法を検討する必要がある。
- ・子育て支援活動が保護者の要望に応じた活動となっているかどうかについて検証する必要がある。
- ・支援が必要な保護者が子育て支援活動に参加していない場合があり、このような保護者に対する支援方法を検討する必要がある。
- ・保護者が楽しむのみではなく、子育て支援活動として意義のある活動とする必要がある。
- ・保護者が、子育て支援はしてもらって当然であると考えたり、受け身になったりするものがないよう、「親と子が共に育つ」ことが大切であることを保護者に伝える必要がある。
- ・親が親として成長できるような効果的な子育て支援の方法を検討する必要がある。
- ・相談内容によっては結果がすぐにはせず、時間をかけて対応することが必要であることについて保護者に理解を求める必要がある。

- ・活動への参加者が固定化しつつあり、幅広く多くの人に利用してもらう工夫が必要である。
- ・保護者が継続的に参加するような工夫が必要である。
- ・悩みがあっても、場所が幼稚園であるため抵抗を感じる保護者がいる。

2. 教職員の資質向上

- ・幼稚園の全ての教師が、子育て支援活動は幼稚園の大切な活動の一つであるという意識の下取り組むことが必要である。
- ・子育て相談では、保護者のタイプにより対応も異なるので、相談内容のケース研究等が必要である。
- ・一部の教師だけでなく、全ての教師の資質向上を図るため、カウンセリング等の研修を行う必要がある。

3. 関係機関との連携

- ・子育て支援を行っている機関の情報を整理し、相談や参加申請の窓口を一本化する必要がある。
- ・相談内容に応じた対応のためには、保育カウンセラー、大学教員、他の幼稚園、保育所、行政機関等との協力体制が大切である。
- ・障害のある幼児を持つ保護者への支援に当たっては、医療や福祉機関との連携が必要である。
- ・継続的に関係機関と連携した活動を行う場合、日程調整が困難な場合がある。
- ・特別な支援を要する幼児をもつ保護者などを専門家に紹介するに当たって、保護者の理解を得るのに時間がかかる場合がある。
- ・乳幼児をもつ保護者は幼稚園に行くことが困難な場合もあるので、専門家の巡回が必要である。

4. 幼児の安全の確保

- ・未就園児の親子登園や保護者が子育て相談をしている場合など、幼児の安全を守るための管理体制の整備が必要である。
- ・幼稚園の固定遊具等は3歳以上を対象に設計されており、3歳未満の幼児が使う場合には注意が必要である。
- ・自分の子どもから目を離さないよう保護者に注意を促す必要がある。
- ・自由参加の活動等については保険の人数が確定しない。

5. 体制整備・施設整備等

①体制整備

- ・子育て支援活動に対する多様な保護者の要望への対応、教育課程に基づく活動の準備時間の確保、教師の負担感軽減等のため、専門職員の配置が必要である。
- ・ボランティアの協力を得て活動しているが、安定した活動のためには専門職員の配置が必要である。

- ・保護者が子育て相談をしている時間に幼児を預かることができる体制を整備する必要がある。

②施設整備

- ・未就園児の親子がいつでも使えたり、保護者の相談にいつでも応じたりすることができるよう、子育て支援専用の部屋が必要である。
- ・全ての希望者が参加でき、教育課程に基づく活動と同じ時間に子育て支援活動を行う場合には雨天時に在園児の教育活動の支障とならないよう、広い場所が必要である。
- ・子育て支援活動のための場所や時間を定期的に確保する必要がある。
- ・未就園児の親子登園に当たっては、発達に応じた遊具・玩具が必要である。

③その他

- ・回数の増加、定期的な活動の実施、講師の招聘、情報提供のための広報誌作成等、子育て支援活動を充実するための予算を確保する必要がある。

6. その他

- ・在園児については、教育課程との関連について検討する必要がある。
- ・多様な活動を行うためには、人材の発掘が必要である。
- ・相談者との信頼関係を築くためには時間が必要であるが、人事異動により担当者が変わってしまう。
- ・父親の子育てに対する意識が高まるよう、活動への参加を促すとともに活動内容を工夫する必要がある。
- ・卒園した園児の保護者も参加できる工夫が必要である。

《参考資料 4》

預かり保育の成果と課題等

(幼児教育課における調査研究事業等より)

I 預かり保育を行うに当たって配慮している事項

1. 預かり保育の計画及び活動内容

① 預かり保育の計画

- ・ 預かり保育を教育課程に係る教育時間の延長とせず、自由な雰囲気です協調性や創造性を伸ばし、幼児の好きな活動ができる場と考えた。
- ・ 預かり保育の活動内容について、教育課程に基づく活動の年間指導計画との関連を図っている。
- ・ 年間計画を作成している。
- ・ 学期ごとにねらいを設けている。

② 家庭や地域での生活を考慮した活動

- ・ 幼児が預かり保育の担当者に「ただいま」と挨拶をしてから預かり保育を始めている。
- ・ 家庭における基本的な生活スケジュールは同じであることから、一日の生活の流れを作成している。
- ・ 幼児が家庭にいるようにゆったりと過ごせるように配慮している。
- ・ 幼児、特に低年齢児は甘えたり、保護者とスキンシップをとったりすることで情緒が安定する。そのため、預かり保育の際にも、スキンシップを重視したり、預かり保育の担当者に甘えたりすることができるように配慮している。
- ・ 家庭にある遊具やゲームを準備している。
- ・ 掃除やおやつの準備等、家庭的なお手伝いを取り入れている。
- ・ 預かり保育における遊びに生かすため、幼児がこだわっている遊びなどについて保護者から情報提供してもらっている。
- ・ 3時のおやつの時間を設け、季節に応じたおやつ、手作りおやつ、自分たちでおやつを買いに行く等、家庭的な雰囲気づくりのための工夫をしている。
- ・ 異年齢交流ができるようにしている。
- ・ 図書館で本を借りたり、近くの公園で遊んだり等、公共施設を活用している。
- ・ 地域ボランティアや高齢者に活動に参加してもらい、地域の人々と触れ合えるようにしている。

③ その他

- ・ 戸外と室内のバランスのとれた活動としている。
- ・ 幼児を対象としたテレビの視聴、読み聞かせ、戸外遊びなどを組み入れている。
- ・ 季節の行事を行うなど、季節感を取り入れている。

2. 幼児の心身の負担

- ・疲れていないか、顔色は悪くないか等、幼児の様子をみながら、健康面に配慮している。
- ・幼児が「居残る・寂しい」と感じるのではなく、「楽しい」と感じるができるよう配慮している。
- ・保護者のお迎えの時間を幼児に教えたりして、幼児が不安にならないよう配慮した。
- ・個々の生活リズムを大切に、できる限り個に応じた活動としている。
- ・午後 5 時を過ぎての迎えになる幼児が不安にならないよう、人数に比べて部屋が広すぎたりしないように調整している。
- ・保護者に幼児の様子を話し、必要に応じて預かり保育の時間を短くするよう助言している。
- ・発達（年齢）や季節（夏）などに応じて、午睡を取り入れている。
- ・布団を常備し、疲れた幼児は休むことができるようにしている。
- ・預かり保育開始当初は、幼児が生活に慣れるまで担任も対応している。
- ・3 歳児については、健康面を考慮し、長時間の預かり保育や入園直後の預かりは避けるように保護者にお願いしている。

3. 家庭との連携

①保護者が幼稚園と共に子育てをするという意識の向上

- ・保育参観や保育参加を通して保護者とのかかわりの大切さを実感してもらっている。
- ・預かり保育に園児を迎えにきた保護者が、しばらく幼稚園で幼児と一緒に遊べるようにしている。
- ・幼稚園にいる時間が長くなるため、家庭に帰ってから幼児とのスキンシップを心がけてもらうよう保護者に伝えている。
- ・家庭で活用できるよう、手作りおやつ作り方や子どもに人気の遊び等を保護者に伝えている。
- ・幼児の家庭や幼稚園での状況を情報交換し、家庭教育の必要性を話し合っている。
- ・迎えの際、預かり保育日より、連絡帳等により幼児の様子を伝えるようにしている。
- ・定期的に保護者にアンケートを行い、子どもの成長をともに見取ってもらうようにしている。
- ・長期休業中の昼食は手作りのお弁当を用意してもらい、子育てに対する意識の向上を図っている。
- ・預かり保育の部屋の前に子育て関係のリーフレットを置いたり、子育て支援活動の活用を促している。

4. 指導体制

- ・保育日誌を作成し、預かり保育の実施状況を幼稚園全体で把握するようにしている。
- ・預かり保育終了後、幼児の様子について教育課程に基づく活動を担当している教員と預かり保育の担当者が話し合っている。
- ・預かり保育に対応するため、教職員の勤務をフレックス制にした。

5. 施設整備

- ・絨毯や畳を置くなど、家庭的な雰囲気づくりに配慮している。
- ・幼児がのびのびと過ごせるよう、使用する部屋を増やして、少人数にしている。

6. その他

- ・迎えの際に、祖父母の参加を求めることにより幼児の生活が豊かになるようにしている。
- ・迎えの際に保護者同士が交流できるようにした。

II 成果

1. 幼児の育ち

- ・おやつを食べたり、テレビやビデオを見たり等、普段、家庭でしていることをすることによって、幼児が落ち着いてきた。
- ・預かり保育の少人数かつ家庭的で自由な雰囲気の中で、教育課程に係る教育時間での活動では自己発揮できなかつた幼児も自己発揮ができた。
- ・保護者との触れ合いが少なかつた幼児が、預かり保育の落ち着いた生活の中で愛情を感じ、落ち着いた表情となつてきた。
- ・家庭的な雰囲気にするこゝで、幼児が気分転換することができる。
- ・幼稚園の教師と預かり保育の担当者の連携により、幼児が落ち着いて活動できるようになった。
- ・異年齢児との交流により、人間関係が広がつたり、思いやりの気持ちが育まれたりした。
- ・担任以外の教師や地域の人々との交流を通して、いろいろな人とのかかわり方を学ぶことができた。
- ・家庭で一人で過ごしている幼児については、多様な遊びや多様な人と触れ合う機会の提供となつた。

2. 保護者

①就労支援等

- ・就労していても幼稚園教育を受けたいという保護者の要請に対応することができた。
- ・就労、通院、看護、小学校の活動への参加、ボランティア等が可能となつた。
- ・預かり保育を利用して仕事を始める保護者が増えた。
- ・保護者が就労に必要な資格を取得することができた。
- ・一時的に幼児を預かることにより、保護者が急な用事にも対応できた。
- ・保護者がリフレッシュすることにより、心のゆとりが生まれ、子どもの姿に目を向けるきっかけとなつた。

②その他

- ・預かり保育を利用した保護者が、卒園後、ボランティアとして預かり保育に協力し

てくれた。

- ・幼稚園が行うため幼児の負担も少なく、保護者も安心して預けることができた。

3. その他

- ・ボランティアの預かり保育への協力を通して、地域で子育てをするという意識が向上した。
- ・ボランティアから「地域で出会ったときに子ども達が挨拶してくれる」という声が聞かれるなど、預かり保育を通して幼児と地域の人々との交流が深まった。

Ⅲ 課題

1. 幼児への対応

- ・保護者が預かり保育を急に申し込むと幼児が不安を感じることもある。
- ・少人数での預かり保育の場合は家庭的な雰囲気とすることができるが、人数が多い場合には家庭的な雰囲気とすることが困難なことがある。
- ・預かり保育の人数が多い場合、限られた担当で一人一人の生活リズムや家庭での生活の仕方を把握し、それに合わせる事が困難である。
- ・預かり保育を受ける幼児が一人のみの場合には、幼児が不安を感じることもある。

2. 保護者への対応

- ・家庭の教育力を損なうことのないよう、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすることが必要である。
- ・保護者と幼児とのかかわりが少なくならないよう、保護者が家庭教育の重要性を理解する必要がある。
- ・保護者によっては仕事が多忙なため、幼児の心身の負担等について十分に伝わらないことがある。
- ・預かり保育をサービスの提供と割り切り、常に長時間の預かり保育を要求する保護者がいる。
- ・保護者同士が顔をあわせる機会が減るので、保護者同士の交流のはかり方を工夫する必要がある。
- ・預かり保育をしていない保護者が、自分の子どもと預かり保育を受けている幼児との差が出るのではないかと不安に感じることもある。

3. 活動の工夫

- ・預かり保育のねらいを明確にし、活動を工夫する必要がある。
- ・教育課程に係る教育時間との関連を図る必要がある。
- ・異年齢児保育のため、年齢に応じた活動を計画することが困難である。

4. 指導体制・施設整備等

- ・ 預かり保育は保育料とは別料金となるため、保護者の負担となっている。
- ・ 預かり保育専用の保育室が確保できない。
- ・ 幼児にとって十分に家庭的な雰囲気であるとはいえず、預かり保育の部屋としての設備が整っていない。
- ・ 冷房がなく、夏休み中の幼児の体調管理が難しい。
- ・ 事業実施に必要な人員が確保できない。
- ・ 教材研究や教育課程に関する研修の時間の確保が困難である。
- ・ 預かり保育に関する教員の資質向上を図るため研修等を行う必要がある。
- ・ 園外活動の実施等、預かり保育において多様な活動を行うための予算の確保が困難である。

5. その他

- ・ 3歳児を預かり保育の対象とすることについて検討する必要がある。
- ・ 預かり保育が家庭教育を損なうことのない活動であるためには、保護者のリフレッシュを目的とした預かり保育を認めるかどうかについて検討する必要がある。
- ・ 預かり保育終了時にスクールバスを運行していないため、幼児のお迎えについて検討する必要がある。
- ・ 長期休業期間中には、幼稚園内で工事を行うことが多いため、幼児の安全に一層の配慮が必要である。

「平成20年度幼児教育支援方策検討会議」委員名簿

(平成21年3月現在)

荒木 尚子 墨田区立緑幼稚園長

池本 美香 株式会社日本総合研究所主任研究員

岩立 京子 東京学芸大学教育学部教授

○神長 美津子 東京成徳大学子ども学部教授

首藤 敏元 埼玉大学教育学部教授

中浦 正音 学校法人 浄正寺学園 八条幼稚園長

保戸田美恵子 浦安市立美浜北幼稚園長

山縣 文治 大阪市立大学生活科学研究科教授

○ 主査